# 平成30年第1回市議会(定例会) 監查委員報告綴

堺

# 目 次

監査委員報告第10号	例月現金出納検査結果報告 ····································	1
監査委員報告第11号	例月現金出納検査結果報告 ····································	1 5
監査委員報告第12号	監査の結果に関する報告の提出について ················· (工事監査)	2 9
監査委員報告第13号	監査の結果に関する報告の提出について (定期監査及び行政監査)	3 9
監査委員報告第14号	監査の結果に関する報告の提出について (定期監査及び行政監査)	4 7
監査委員報告第15号	監査の結果に関する報告の提出について (定期監査及び行政監査)	5 5
監査委員報告第16号	監査の結果に関する報告の提出について (公の施設の指定管理者監査)	6 1
監査委員報告第17号	監査の結果に関する報告の提出について (公の施設の指定管理者監査)	6 9
監査委員報告第18号	監査の結果に関する報告の提出について (公の施設の指定管理者監査)	7 7
監査委員報告第19号	監査の結果に関する報告の提出について (公の施設の指定管理者監査)	8 5
監査委員報告第20号	監査の結果に関する報告の提出について (公の施設の指定管理者監査)	9 3

監査委員報告第21号	監査の結果に関する報告の提出について	1 0 1
	(公の施設の指定管理者監査)	
監査委員報告第22号	例月現金出納検査結果報告	107
	(平成29年11月分)	

監查委員報告第10号

平成29年11月27日

堺市議会議長

野里文盛様

堺市監査委員 池 田 克 史

同 吉川 守

扇 藤坂正則

同 小杉茂雄

# 例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成29年9月分の例月現金出納 検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出 する。

記

- 1 検査の対象会計管理者及び上下水道事業管理者所管分
- 2 検査の期間平成29年11月1日 ~ 平成29年11月27日
- 3 検査の結果
  - (1) 会計管理者所管分
    - ア 計数及び預金等在高の検査

会計管理者から提出された平成29年9月30日現在の収支計算表(別表1)と現金・預金の在高を照合したところ、それぞれ符合し、正確であった。

- イ 証書類の検査 証書類を検査したところ、特に異常な点はなかった。
- (2) 上下水道事業管理者所管分
  - ア 計数及び預金等在高の検査

上下水道事業管理者から提出された平成29年9月30日現在の試算表(別表2・3) と現金・預金の在高を照合したところ、それぞれ符合し、正確であった。

イ 証書類の検査

証書類を検査したところ、特に異常な点はなかった。

別表1 収 支 計 算 表 平成 29 年度 収 入 支 出 済 額 種 類 \ 区 分 前月末累計 本 月 分 計 前月末累計 本 月 分 般 슾 計 141, 437, 541, 515 33, 328, 876, 712 174, 766, 418, 227 124, 754, 876, 808 23, 235, 140, 602 歳 21, 912, 891 39, 397, 211, 980 国 民 健 康 保 険 事 業 30, 222, 711, 360 9, 174, 500, 620 43, 134, 199, 963 9, 181, 280, 977 特 計 公共用地先行取得事業 52, 553, 382 52, 553, 382 536, 516, 152 854, 099, 131 别 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 268, 141, 853 32, 343, 164 300, 485, 017 138, 990, 388 160, 887 現 5, 860, 705, 206 29, 766, 760, 226 24, 107, 767, 516 険 23, 906, 055, 020 6, 041, 804, 404 80, 457, 905 83, 379, 905 3, 421, 277, 375 公 債 管 理 2, 922, 000 10, 924, 349, 391 金計 2, 669, 711, 919 1, 199, 040, 711 3, 868, 752, 630 2, 349, 378, 581 後期高齢者医療事業 1, 236, 490, 600 小 248, 235, 561, 367 198, 443, 006, 783 51, 495, 238, 883 計 (A) 198, 559, 637, 049 49, 675, 924, 318 種 類 区 分 前月末残額 本月収入済額 時 借 金 出 歳 現 5, 514, 566, 233 3, 313, 178, 547 堺 59, 346, 153 58, 500 47, 300, 000 堺 金 授 2, 500, 000 0 Щ 金 12, 000, 000 奨 基 4 0 捓 堺 184, 900, 000 市 金 0 通 20, 457, 200, 000 堺 公 共 設 別 備 金 施 堺 市 減 金 31, 626, 134, 000 堺 市 基 102, 500, 000 金 基 堺 財 政 調 金 1, 816, 500, 000 0 堺 中 業 振 趣 資 金 付 預 金 1, 543, 600, 000 0 埱 泉 陵 整 金 2, 675, 500, 000 0 堺 金 0 市 市 緑 基 286, 600, 000 中 堀 缎 金 0 基 270, 800, 000 我 堂 授 学 基 金 0 30,000,000 濵 П 学 金 115, 000, 000 0 0 堺 民 健 基 金 151, 300, 000 堺 地 2, 496, 800, 000 0 金 金 堺 市 鉄 軌 3, 348, 200, 000 0 道 道 0 堺 保 944, 400, 000 堺 康 保 基 0 金 3, 533, 186, 677 0 堺 自 車 環 境 62, 600, 000 堺 ポ 基 873, 800, 000 0 金 堺 市 ŧ 教 め 基 金 1, 277, 600, 000 ŋ 堺 市 区 民 基 金 923, 200, 000 堺 市 民 動 支 援 基 金 3, 100, 000 Th 等 堺 市 国 際 平 基 金 2, 100, 000 0 0 堺 市 環 境 都 市 推 進 基 金 257, 500, 000 堺 市 件 基 金 1, 319, 300, 000 堺 保 金 20, 400, 000 0 39, 200, 000 堺 世 産 推 淮 基 0 化 遺 登 録 金 堺 तीं 共 交 性 化 促 進 基 仓 700,000 公 诵 活 457, 600, 000 堺 害 大 堺 1, 823, 700, 000 82, 279, 133, 063 3, 313, 237, 047 小 計 (B)

△印は収支不足額及び他会計への運用額を示す。

(A) + (B)

						(単位=円)
				方	歲計現金保管方法	
計	収支残額	一時借入金等運用金	差引現在高	銀行等預金高	指定金融機関保管高	現金保管高
147, 990, 017, 410	26, 776, 400, 817	△24, 923, 302, 307	1, 853, 098, 510	0	1, 849, 097, 510	4, 001, 000
21, 912, 891	△21, 912, 891	21, 912, 891	0	0	0	C
52, 315, 480, 940	△12, 918, 268, 960	12, 918, 268, 960	0	0	0	0
1, 390, 615, 283	Δ1, 338, 061, 901	1, 338, 061, 901	0	0	0	0
139, 151, 275	161, 333, 742	0	161, 333, 742	0	161, 333, 742	0
30, 149, 571, 920	△382, 811, 694	382, 811, 694	0	0	0	0
14, 345, 626, 766	△14, 262, 246, 861	14, 262, 246, 861	0	0	0	0
3, 585, 869, 181	282, 883, 449	0	282, 883, 449	0	282, 883, 449	0
249, 938, 245, 666	△1, 702, 684, 299	4, 000, 000, 000	2, 297, 315, 701	0	2, 293, 314, 701	4, 001, 000
			*************************************	歳ま	十外現金等保管方法	
本月支出済額	収支残額	一時借入金等運用金	差引現在高	銀行等預金高	指定金融機関保管高	現金保管高
0	0	Ö	0	0	0	0
3, 386, 173, 384	5, 441, 571, 396	0	5, 441, 571, 396	4, 233, 460, 902	1, 208, 110, 494	0
0,000,170,001	59, 404, 653	0	59, 404, 653	0	59, 404, 653	0
	47, 300, 000	△47, 300, 000	00, 101, 000	- 0	00, 404, 000	0
	2, 500, 000	△2, 500, 000	0	0		
- 0	12, 000, 000	Δ12, 000, 000		0	0	
	184, 900, 000			0		
0		△184, 900, 000	10 700 000 000	10 700 000 000	0	0
	20, 457, 200, 000	△3, 753, 300, 000	16, 703, 900, 000	16, 703, 900, 000	0	0
0	31, 626, 134, 000	0	31, 626, 134, 000	31, 626, 134, 000	0	
0	102, 500, 000	0	102, 500, 000	102, 500, 000	0	0
0	1, 816, 500, 000	0	1, 816, 500, 000	1, 816, 500, 000	0	0
0	1, 543, 600, 000	0	1, 543, 600, 000	1, 543, 600, 000	0	0
0	2, 675, 500, 000	0	2, 675, 500, 000	2, 675, 500, 000	0	0
0	286, 600, 000	0	286, 600, 000	286, 600, 000	0	0
	270, 800, 000	0	270, 800, 000	270, 800, 000	0	0
0	30, 000, 000	0	30, 000, 000	30, 000, 000	0	0
0	115, 000, 000	0	115, 000, 000	115, 000, 000	0	0
0	151, 300, 000	0		151, 300, 000	0	0
0	2, 496, 800, 000	. 0	2, 496, 800, 000	2, 496, 800, 000	0	0
0	3, 348, 200, 000	0	3, 348, 200, 000	3, 348, 200, 000 944, 400, 000	0	0
0	944, 400, 000 3, 533, 186, 677	0	944, 400, 000 3, 533, 186, 677	3, 533, 186, 677	0	0
0	62, 600, 000	0	62, 600, 000	62, 600, 000	0	0
0	873, 800, 000	0	873, 800, 000	873, 800, 000	0	0
0	1, 277, 600, 000	0	1, 277, 600, 000	1, 277, 600, 000	0	0
0	923, 200, 000	0	923, 200, 000	923, 200, 000	0	0
0	3, 100, 000	0	3, 100, 000	3, 100, 000	0	0
0	2, 100, 000	0	2, 100, 000	2, 100, 000	0	0
0	257, 500, 000	0	257, 500, 000	257, 500, 000	0	0
0	1, 319, 300, 000	0	1, 319, 300, 000	1, 319, 300, 000	0	
0	20, 400, 000	0	20, 400, 000	20, 400, 000	0	0
0	39, 200, 000	0	39, 200, 000	39, 200, 000	0	<u> </u>
0	700, 000	0	700, 000	700, 000	0	0
0	457, 600, 000	0	457, 600, 000	457, 600, 000	0	
0	1, 823, 700, 000	0	1, 823, 700, 000	1, 823, 700, 000	0	0
3, 386, 173, 384	82, 206, 196, 726	△4, 000, 000, 000	78, 206, 196, 726	76, 938, 681, 579	1, 267, 515, 147	0
	80, 503, 512, 427	0	80, 503, 512, 427	76, 938, 681, 579	3, 560, 829, 848	4, 001, 000

超在	
П	Ì
2	
ш	
以形29年9	2

紅 恒 熋 1111111

9月分

平成29年

計:水道事業会計

**⟨**|1

別表

麦 营 ⟨□

250, 525, 952 15 3, 480, 267, 988 525, 942, 805 19, 856, 742 6, 135, 066, 198 114, 160, 241 46, 373, 041, 600 4, 903, 845, 830 (単位:円) 咂 凝 837, 734 528, 503, 149 61,858,606,846 6, 135, 066, 198 4,903,845,830 5, 120, 690 251, 321, 799 46, 373, 041, 600 19, 856, 742 42, 929, 978 27, 510, 383, 247 61,858,606,846 3, 480, 267, 988 1,874,307 115, 940, 831 27, 510, 383, 247 书 1180 細 迿 000 2, 985, 195 2, 985, 195 5, 309, 580, 751 1, 392, 694 1, 126, 501 5, 309, 580, 751 466, 1110 Щ Ш 禁 定 機械及び装置減価償却累計額 車両運搬具減価償却累計額 リース資産減価償却累計額 工具器具減価償却累計額 送配水管減価償却累計額 構築物減価償却累計額 量水器減価償却累計額 建物減価償却累計額 投資その他の資産 機械及び装置 ソフトウェア リース資産 施設利用権 有形固定資産 車両運搬具 建設仮勘定 無形固定資産 長期貸付金 工具器具工 送配水管 構築物 量水器 流動資産 出 建物 4,648,266,092 流動資産 390, 471, 379 固定資産 696, 346 4, 648, 266, 092 390, 471, 379 331,963 260,000 4, 188, 304 442,700 384, 552, 066 11111 皿 795, 847 171, 016, 384, 696 167, 444, 647, 566 5, 040, 677, 546 6, 663, 172, 646 14, 516, 975, 545 1, 216, 140, 870 2, 560, 344 152, 430, 835 1, 780, 590 348, 127, 239 67, 733, 792 196, 737, 130 2, 251, 446 194, 485, 684 3, 375, 000, 000 3, 375, 000, 000 39, 591, 827, 036 39, 591, 827, 036 7, 312, 679, 450 6, 593, 428, 971 125, 528, 143, 891 升 垂 105, 586, 040, 720 347, 289, 505 3, 375, 000, 000 109, 157, 777, 850 5,040,677,546 6, 663, 172, 646 14, 516, 975, 545 7, 312, 679, 450 1, 211, 020, 180 150, 556, 528 125, 528; 143, 891 67, 733, 792 6, 550, 498, 993 196, 737, 130 2, 251, 446 194, 485, 684 3, 375, 000, 000 12, 081, 443, 789 12, 081, 443, 789 逦 凝 10 15 20 25

(2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)			·		т—				22					120					15					20					25		
(2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	# 度 科 目	方         方         時間         時間 </th <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>THE PROPERTY OF THE PROPERTY O</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>The state of the s</th> <th></th> <th>30, 446, 000</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>30, 754, 526, 162</th> <th>30, 754, 526, 162</th> <th>28, 186, 632, 324</th> <th>28, 186, 632, 324 20</th> <th>34, 192, 838</th> <th>2, 533, 701, 000</th> <th>1, 920, 286, 000</th> <th>613, 415, 000</th> <th>3, 575, 495, 408</th> <th>3, 575, 495, 408</th> <th></th>					THE PROPERTY OF THE PROPERTY O						The state of the s		30, 446, 000						30, 754, 526, 162	30, 754, 526, 162	28, 186, 632, 324	28, 186, 632, 324 20	34, 192, 838	2, 533, 701, 000	1, 920, 286, 000	613, 415, 000	3, 575, 495, 408	3, 575, 495, 408	
( 2 2 247, 129;	# 定 科 目	以 計 計 月 計 計			568,		17, 882, 568, 767	8, 792, 171, 387	7, 948, 036, 211	54, 668, 900	2, 358, 175	11, 819, 176	154, 202, 400	621, 086, 525	30, 446, 000	60, 268, 786	744, 906, 487	21,820		-	30, 755, 215, 162	30, 755, 215, 162	28, 186, 632, 324	28, 186, 632, 324	34, 192, 838	2,534,390,000	1, 920, 286, 000	614, 104, 000	18, 254, 941, 512	18, 254, 941, 512	
(a) (b) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	現金預金 現金 海金 海金 本校金 本校 本が正学の本 での他収入 での他収入 をの他収入 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のが消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のは消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費税及 のはが消費者の のはが消費者の のはが消費者の のはが消費者の のはが消費者の のはが消費者の のはが消費者の のはが消費者の のはが消費者の のはが のはが消費者の のはが消費者の のはが のはが のはが のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	場         力           55,693,450,538         2,791,688,023         現金預金           63,000         1,443,195,814         本収金           63,000         1,443,195,814         本収金           0,729,325,880         1,443,195,814         本収金           9,789,289,862         1,300,582,215         水道料金未           57,950,200         6,716,200         縮水工事収           8,037,108         16,217,932         工事負担金           172,970,640         36,616,320         可心心交米収           677,645,627         82,713,269         一个心他仅入           169,692,744         25,394,100         前柱灣費稅及           490,842,891         89,029,655         仮址消費稅及           43,000,000         689,000         同社消費稅           689,000         689,000         同定負債           689,000         689,000         同定負債           689,000         689,000         同比負債           689,000         689,000         <					3, 673, 850, 910	1, 481, 371, 039	1, 423, 352, 171	6, 918, 700	134, 430		23, 930, 640	27, 035, 098		11, 590, 432	142, 766, 611	1, 759			COLUMN TO THE PROPERTY OF THE								2, 247, 129, 327	2, 247, 129, 327	
	A       B         2, 791, 688, 023         2, 791, 688, 023         1, 443, 195, 814         1, 300, 582, 215         6, 716, 200         349, 878         16, 217, 932         36, 616, 320         82, 713, 269         82, 713, 269         82, 713, 269         82, 713, 269         82, 713, 269         82, 713, 269         82, 713, 269         89, 029, 655         17, 968, 500         689, 000         689, 000         689, 000         689, 000         689, 222         2, 729, 249, 222         2, 729, 249, 222         2, 729, 249, 222         2, 729, 7410	方       点     693, 450, 538       63,000       5, 693, 387, 538       0, 729, 325, 880       9, 789, 289, 862       57, 950, 200       3, 432, 443       28, 037, 108       172, 970, 640       677, 645, 627       677, 645, 627       490, 842, 891       17, 968, 500       43, 000, 000       689, 000       689, 000       689, 000       689, 446, 104       4, 679, 446, 104       689, 737, 410	<del>4</del>	<b>元</b>		現金					受取損害賠		加入金未收	その他収入	貸倒引当金			仮払消費税及	前払消費税及	短期貸付金		固定負債	企業債		リース債務	引当金		修繕引当金 ,	流動負債	流動負債	<u>众</u> <b>举</b>

L							· mary and a second
		借力		地 化 中	-	資 方	
L	残。高	益無	月計	Ä	抽	番	残 高
L		682, 737, 410	682, 737, 410	建設改良費等の財源に充てるための企業債		1, 400, 878, 483	718, 141, 073
L		5, 629, 931	1, 126, 501	リース債務	-	13, 522, 658	7,892,727
		5, 598, 361, 615	790, 683, 136	未払金	830,019,917	6, 428, 381, 532	830, 019, 917
		3, 930, 514, 020	672, 979, 590	原水及び浄水費未払金	640, 617, 660	4, 571, 131, 680	640, 617, 660
2	A DESCRIPTION OF THE PROPERTY	151, 067, 076	9, 371, 342	配水及び給水費未払金	19, 397, 484	170, 464, 560	19, 397, 484 5
<u></u>		7, 190, 663	86, 592	受託工事費未払金	375, 408	7, 566, 071	375, 408
	ada, uma a salaja a aja a aja a aja aja aja aja aja	95, 080, 862	120, 668	業務費未払金	463, 851	95, 544, 713	463, 851
	And the second s	54, 773, 400	2, 034, 548	総係費未払金	1, 129, 910	55, 903, 310	1, 129, 910
		56, 421, 360	adalah dakatan taman merendah dakatan badan badan batan badan dakatan dakatan badan dakatan dakatan badan bada	資産減耗費未払金		56, 421, 360	
10	THE MAN AND AND AND AND AND AND AND AND AND A	955, 546, 326	76, 261, 660	整備改良事業費未払金	145, 497, 300	1, 101, 043, 626	145, 497, 300 10
<u></u>		61, 740, 360	TALL THE CONTRACT OF THE CONTR	固定資産購入費未払金	209, 520	61, 949, 880	209, 520
		63, 253, 224	29, 828, 736	貯蔵品未払金	22, 328, 784	85, 582, 008	22, 328, 784
	AND THE REAL PROPERTY OF THE P	14, 139, 600		未払消費税及び地方消費税		14, 139, 600	
		208, 634, 724		その他未払金		208, 634, 724	A CANADA AND AND AND AND AND AND AND AND AN
15		26, 754, 324		前受金		32, 729, 360	5, 975, 036 15
				給水前受金	-	5, 975, 036	5, 975, 036
		26, 754, 324		その他前受金		26, 754, 324	
		276, 856, 732	35, 591, 815	預り金	35, 531, 413	392, 642, 500	115, 785, 768
<u>L.</u>	recordant sacratured to the artest for the first property of property of the first prope	26, 266, 221	2, 618, 377	水道料金	3, 092, 001	28, 600, 076	2, 333, 855
20		71, 178, 008	8, 578, 157	税金	8, 588, 367	79, 776, 197	8, 598, 189 20
		126, 384, 901	16, 409, 727	法定福利掛金	16, 433, 424	126, 595, 290	210, 389
		15, 902, 700	1, 466, 100	保証金	1, 623, 300	58, 692, 158	42, 789, 458
İ		37, 124, 902	6, 519, 454	その他預り金	5, 794, 321	98, 978, 779	61, 853, 877
		7, 933, 022, 817	1, 219, 000, 205	下水道使用料預り金	1, 279, 420, 305	9, 211, 146, 466	1, 278, 123, 649
25		155, 496, 000		引当金		155, 496, 000	25
		130, 392, 000		賞与引当金		130, 392, 000	
		25, 104, 000		法定福利費引当金	-	25, 104, 000	

		238	297	297	362	22	411	411	548	944	7, 467, 919 10	366	605	083	584	733 15	849	356	761	000	20	761	530	274	339	900 25	035	
	残局	619, 557, 238	33, 100, 319, 297	33, 100, 319, 297	50, 356, 581, 362		30, 395, 350, 411	30, 395, 350, 411	1,009,986,548	29, 377, 895, 944	7,467,	20, 991, 434, 366	11, 029, 771, 605	53, 757, 083	17, 464, 584	1, 267, 278, 733	1, 044, 288, 849	8, 646, 982, 356	9, 961, 662, 761	2, 605, 889, 000	-	7, 355, 773, 761	7, 682, 811, 530	7, 628, 007, 274	7, 455, 618, 339	54, 690, 900 25	117, 698, 035	***************************************
域方	基	620, 144, 513	50, 357, 449, 362	50, 357, 449, 362	50, 357, 449, 362		30, 395, 350, 411	30, 395, 350, 411	1,009,986,548	29, 377, 895, 944	7, 467, 919	34, 975, 043, 255	11, 029, 771, 605	53, 757, 083	17, 464, 584	1, 267, 278, 733	1,044,288,849	8, 646, 982, 356	23, 945, 271, 650	2, 605, 889, 000	7, 855, 773, 761	13, 483, 608, 889	7, 759, 372, 214	7, 633, 572, 020	7, 460, 962, 385	54, 911, 600	117, 698, 035	
	THE THE	102, 157, 692	97, 073, 105	97, 073, 105	97, 073, 105							7, 855, 773, 761	-		A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR				7, 855, 773, 761	500, 000, 000		7, 355, 773, 761	1, 247, 813, 276	1, 241, 498, 372	1, 203, 440, 555	6, 716, 200	31, 341, 617	***************************************
₹ 1	四 女 山 屬	55 仮受消費税及び地方消費税	繰延収益	<b>繰</b> 延収益	長期前受金	長期前受金収益化累計額	資本金	自己資本金	固有資本金	組入資本金	<b>操入資本金</b>	51 剩余金	資本剰余金	国庫補助金	府補助金	工事負担金	受贈財産評価額	加入金	31 利益剰余金	建設改良積立金	11 未処分利益剰余金	繰越利益剰余金	1,381,146 水道事業収益	16 営業収益	16 給水収益	00 受託工事収益	その他営業収益	
	11110	110, 155				AND THE PROPERTY OF THE PROPER			Total data in the standards and the standards an			7, 855, 773, 761							7, 855, 773, 761		7, 855, 773, 761	-	1, 381, 146	1,381,146	1, 376, 946	4, 200		
	A											7,							7		,-							
借力	1	587, 275	17, 257, 130, 065	17, 257, 130, 065	868, 000	17, 256, 262, 065		manamentalitation de la company de la compan		AND THE		13, 983, 608, 889 7,					-		13, 983, 608, 889 7		7, 855, 773, 761	6, 127, 835, 128	76, 560, 684	5, 564, 746	5, 344, 046	220, 700		

_	-	,532	,052	637, 672	637, 672	22					110		To the spirit of		***************************************	15		The same of the sa			20				25	
	残高	2, 907, 532	51, 259, 052	637	637				***************************************						***************************************	And the second s	***************************************								A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	
金力	盐	2, 907, 532	122, 254, 990	637, 672	637, 672	118, 614, 886	118, 599, 145	3, 736, 075	44, 832, 383	5, 279, 000	26, 135, 450	38, 616, 237		15, 741	15, 741										A THE REAL PROPERTY OF THE PRO	
	祖	2, 765	6, 301, 463	10,676	10,676	37, 991	37, 991		21, 991			16,000			ender (Construence metastitistatus annotamente describistatus trapitatus de l'accessor de l'accessor de l'acces					-						
•	勘 定 척 目	受取利息及び配当金	雑収益	特別利益	過年度損益修正益	水道事業費用	営業費用	原水及び浄水費	配水及び給水費	受託工事費	業務費	総保費	資産減耗費	営業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	補償補填及び賠償金	特別損失	過年度損益修正損								
	月 計					1,134,562,806 水道事業費用	866, 855, 768	597, 196, 888	134, 235, 061	8, 509, 670	77, 423, 272	48, 771, 229	719, 648	267, 648, 281	267, 219, 521	428,760	58, 757	58, 757	-			ANTE ANTENNATION PROTESTANDO P				
		+	38			, 421	30, 504	3, 656, 706, 500	648, 111, 236	50, 412, 415	405, 381, 298	341, 798, 105	4, 170, 950	268, 578, 644	267, 296, 684	1, 281, 960	4, 171, 273	4, 171, 273				***************************************		***************************************		
借力方	華		70, 995, 938			5, 379, 330, 421	5, 106, 580, 504	3, 656, 7	648,	50,	405,	341,	4	268	.56.											

9月分

# 合計機高試算表

平成29年9月30日現在

7, 513, 055 15 7, 485, 024, 425 33, 028, 751, 883 100,849,004 180, 324, 322, 554 250,927 (単位:円) 咂 29, 凝 7, 485, 024, 425 180, 324, 322, 554 498,000 221, 015, 051, 530 221, 006, 813, 340 101, 322, 104 1,606,731 33, 028, 751, 883 29, 250, 927 7, 513, 055 8, 238, 190 2,592,000 5,646,190 28, 523, 661 8, 238, 190 29, 023, 558, 811 宍 111111 稇 狐 2, 936, 738 604, 770 1,957,968 978, 770 374,000 1,606,731 351, 237 10, 857, 024, 303 978, 770 din. Щ Ш 椞 恒 機械及び装置減価償却累計額 車両運搬具減価償却累計額 リース資産減価償却累計額 盘 工具器具減価償却累計額 構築物減価償却累計額 建物減価償却累計額 投資その他の資産 機械及び装置 基金貸付金 ソフトウェア 車両運搬具 有形固定資産 電話加入権 庁舎利用権 リース資産 建設仮勘定 無形固定資産 施設利用権 基金預金 工具器具 地上権 構築物 十 建物 基金 200,067,179 固定資産 2,953,955,408 流動資産 978, 770 199, 088, 409 310,000 978, 770 604,770 1,606,731 197, 171, 678 374,000 1 Щ 473, 100 721, 428, 493, 210 32, 657, 332, 120 72, 878, 852, 123 970 16, 792, 117, 619 11, 010, 176 710, 383, 206, 560 19, 149, 983, 986 134, 500, 249 19, 105, 072 10, 702, 873, 448 10, 314, 926, 462, 5, 656, 100 336, 602, 603 342, 413, 202 559, 830, 180 568, 714, 186, 321 34, 678, 107 342, 413, 202 317, 376, 267 25, 036, 935 平 ,655, ini 36, 稇 36, 垂 489, 376, 393, 220 32, 655, 725, 389 19, 149, 983, 986 19, 105, 072 10, 702, 873, 448 19, 390, 745 500, 413, 441, 680 568, 714, 186, 321 72, 878, 852, 123 36, 655, 970 16, 763, 593, 958 11,010,176 10, 314, 926, 462 334, 175, 012 134,002,249 5,656,100 336, 602, 603 34, 678, 107 334, 175, 012 7, 536, 271, 369 314, 784, 267 逦 凝 ıĊ 10 15 20 25

		借力		4.			貸 方	
L	残 高	本	月計	بر ب	月計		累 計	残高
l	7, 536, 271, 369	36, 559, 830, 180	2, 953, 955, 408	流動資産	10, 857, 024, 303	t, 303	29, 023, 558, 811	
L	3, 469, 790, 557	23, 414, 830, 459	1, 421, 759, 368	現金預金	9, 432, 295, 066	990,	19, 945, 039, 902	
L	3, 469, 790, 557	23, 414, 830, 459	1, 421, 759, 368	預金	9, 432, 295, 066	990,	19, 945, 039, 902	
L	3, 254, 948, 165	12, 273, 056, 260	1, 380, 350, 813	未収金	1, 395, 529, 237	), 237	9, 018, 108, 095	-
ιΩ	3, 224, 637, 315	11, 840, 172, 787	1, 344, 252, 864	使用料未収金	1, 355, 868, 812	3,812	8, 615, 535, 472	
<u> </u>	28, 553, 809	53, 175, 659	12, 272, 540	受益者負担金未収金	15, 793, 760	3, 760	24, 621, 850	
		114, 269, 861		その他営業未収金			114, 269, 861	
<u> </u>	1, 757, 041	265, 437, 953	23, 825, 409	その他未収金	23, 866, 665	, 665	263, 680, 912	
1	100 de 100 d			貸倒引当金			27, 399, 000	27, 399, 000
10	-	-		使用料貸倒引当金			25, 023, 000	25, 023, 000 10
<u> </u>				受益者負担金貸倒引当金			2, 376, 000	2, 376, 000
Ľ_	497, 265, 304	530, 265, 304	9, 400, 000	前払金	29, 200, 000	000,	33, 000, 000	
1	230, 692, 743	230, 704, 557	31, 471, 627	仮払消費税及び地方消費税			11, 814	
	110, 973, 600	110, 973, 600	110, 973, 600	前払消費税及び地方消費税				
15		2, 993, 428		固定負債		7	248, 754, 987, 193	248, 751, 993, 765 15
		2, 993, 428		固定負債		.,	248, 754, 987, 193	248, 751, 993, 765
				企業債			244, 039, 710, 216	244, 039, 710, 216
				建設改良費等の財源に充てるための企業債			244, 039, 710, 216	244, 039, 710, 216
				他会計借入金			3, 375, 000, 000	3, 375, 000, 000
20				建設改良費等の財源に充てるための長期借入金			3, 375, 000, 000	3, 375, 000, 000 20
				リース債務			7, 375, 977	7, 375, 977
		2, 993, 428	The state of the s	引当金			1, 332, 901, 000	1, 329, 907, 572
		1, 293, 428		退職給付引当金			594, 569, 000	593, 275, 572
		1, 700, 000		修繕引当金			738, 332, 000	736, 632, 000
25	-	13, 651, 128, 126	6, 654, 432, 851	流動負債	171, 540, 347	, 347	23, 653, 831, 133	10, 002, 703, 007 25
		13, 651, 128, 126	6, 654, 432, 851	流動負債	171, 540, 347	, 347	23, 653, 831, 133	10, 002, 703, 007
		6, 587, 035, 089	6, 587, 035, 089	企業債			15, 784, 683, 164	9, 197, 648, 075

		借力		1		黄	
1	残 南	盐	月計	更 A A E	月計	累計	残 高
		6, 587, 035, 089	6, 587, 035, 089	建設改良費等の財源に充てるための企業債		15, 784, 683, 164	9, 197, 648, 075
				他会計借入金		43, 000, 000	43, 000, 000
		***************************************		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		43, 000, 000	43, 000, 000
		1, 756, 185	351, 237	リース債務	The state of the s	4, 214, 844	2, 458, 659
5		6, 755, 625, 285	40,060,944	未払金	41, 678, 436	6, 797, 480, 921	41, 855, 636 5
		47, 010, 557	29, 308, 188	営業未払金	3, 420, 541	50, 608, 298	3, 597, 741
		6, 675, 745, 180		過年度未払金		6, 675, 745, 180	
		32, 869, 548	10, 752, 756	その他未払金	38, 257, 895	71, 127, 443	38, 257, 895
	and the state of t	2, 398, 991	1, 608, 471	前受金	1, 608, 471	2, 398, 991	
10		2, 398, 991	1, 608, 471	その他前受金	1, 608, 471	2, 398, 991	10
		220, 509, 951	25, 211, 304	預り金	27, 377, 304	305, 316, 998	84, 807, 047
		65, 879, 132	8, 051, 230	税金	8,028,770	73, 907, 902	8, 028, 770
-	Companyal described and descri	125, 137, 576	16, 297, 426	法定福利掛金	16,348,548	125, 497, 203	359, 627
		7, 849, 754		保証金	2, 139, 616	83, 662, 502	75, 812, 748
15		21, 643, 489	862, 648	その他預り金	860, 370	22, 249, 391	605, 902 15
		83, 134, 000		月当金		83, 134, 000	
		69, 950, 000		賞与引当金		69, 950, 000	
		13, 184, 000		法定福利費引当金	monet BALL	13, 184, 000	
		668, 625	165, 806	仮受消費税及び地方消費税	100, 876, 136	633, 602, 215	632, 933, 590
20		87, 621, 508, 461	182, 500	182, 500 繰延収益	12, 272, 540	258, 514, 624, 278	170, 893, 115, 817 20
		87, 621, 508, 461	182, 500	繰延収益	12, 272, 540	258, 514, 624, 278	170, 893, 115, 817
		343, 040	182, 500	長期前受金	12, 272, 540	258, 514, 624, 278	258, 514, 281, 238
87	87, 621, 165, 421	87, 621, 165, 421		長期前受金収益化累計額			
				資本金	1, 606, 731	57, 758, 214, 841	57, 758, 214, 841
25				自己資本金	1, 606, 731	57, 758, 214, 841	57, 758, 214, 841 25
				固有資本金	-	36, 637, 068, 830	36, 637, 068, 830
				固有資本金		36, 637, 068, 830	36, 637, 068, 830

	残 高	21, 121, 146, 011	21, 121, 146, 011	9, 466, 771, 471	13, 072, 019, 861	9, 217, 906, 630 5	155, 311, 000	2, 864, 745, 720	834, 056, 511		10		16, 073, 141, 208	15, 896, 672, 369	7, 593, 166, 976	8, 141, 786, 000 15	161, 619, 021	100, 372	175, 769, 066	9, 201, 014	166, 568, 052 20	699, 773	699, 773			25	
貸力	累計	21, 121, 146, 011	21, 121, 146, 011	23, 689, 748, 929	13, 072, 019, 861	9, 217, 906, 630	155, 311, 000	2, 864, 745, 720	834, 056, 511	10, 617, 729, 068	5, 308, 864, 534	5, 308, 864, 534	16, 081, 499, 075	15, 905, 030, 236	7, 601, 524, 843	8, 141, 786, 000	161, 619, 021	100, 372	175, 769, 066	9, 201, 014	166, 568, 052	699, 773	699, 773	56, 662, 534	56, 662, 534	8, 788, 638	000 3
<i>₹</i>	月計	1, 606, 731	1, 606, 731	3, 605, 248, 390						3, 605, 248, 390	3, 605, 248, 390		1, 267, 203, 877	1, 244, 615, 465	1, 244, 615, 465				22, 524, 780	6, 096, 488	16, 428, 292	63, 632	63, 632	With 1811-191		THE REAL PROPERTY OF THE PROPE	
i Į	M	機入資本金	繰入資本金	0	資本剰余金	国庫補助金	府補助金	受贈財産評価額	その他資本剰余金	0	未処理欠損金		4 下水道事業収益	4	4 下水道使用料	他会計負担金	負担金	その他営業収益	営業外収益	受取利息及び配当金	雑切益	特別利益	過年度損益修正益	4.下水道事業費用	3 営業費用	7	※ 大きな
	月計		The state of the s	3, 605, 248, 390		AMERICA AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN				3, 605, 248, 390		3, 605, 248, 390	2, 072, 584	2, 072, 584	2, 072, 584	ANTI-ANTI-ANTI-ANTI-ANTI-ANTI-ANTI-ANTI-								2, 501, 874, 014	350, 926, 693	68, 696, 237	37 690 268
														•		1		i	}	:	1		į.	l i	Į.		_
借力	本			14, 222, 977, 458		The state of the s		A COMPANY DATA CONTRACTOR OF THE PROPERTY OF T		14, 222, 977, 458	5, 308, 864, 534	8, 914, 112, 924	8, 357, 867	8, 357, 867	8, 357, 867									5, 052, 889, 594	2, 891, 972, 176	439, 960, 539	910 944 959

横 定 科 目 月 財	定科目 <u> </u>	-						2					10					15	-	Γ		20	1	<u></u>		25
動 定 科 目     月 計 場       事業費     12,0       金     4,5       金     8,8	特 方							distriction of the second seco																-	-	***************************************
動 定 科 目       ●       ●       金	4			2, 648, 000		12, 029, 154		4, 240, 000	8, 895, 000		25, 130														The state of the s	
事業費 (食) (食) (食) (食) (食) (食) (食) (食) (食) (食)	# 方	-											-		-											ANTHER THE STATE OF THE STATE O
・	# 方																				÷.					order of the control
	借     力       累 計     月 計       22, 497, 452     3, 221, 952     水質検査費       35, 911, 487     5, 574, 504     水質検查費       125, 438, 012     18, 506, 209     普及促進費       4, 829, 484     752, 435     環境整備資       129, 925, 818     26, 505, 301     業務費       118, 024, 815     16, 473, 722     総係費       32, 503, 772     4, 652, 414     し尿処理費       2, 150, 932, 772     2, 150, 932, 772     営業外費用       2, 150, 932, 772     2, 150, 932, 772     対域債       61, 317     2, 150, 932, 772     対域債       61, 317     2, 150, 932, 772     対域債       61, 317     2, 150, 932, 772     対域債       9, 867, 506     14, 549     過年度損益       9, 867, 506     14, 549     過年度損益       9, 867, 506     14, 549     過年度損益	计	취 후				付事業費							業債取扱諸費	償金			損	edanta da manatan di manatan da m					minorana di manda mana manda da da da da mana manda da da da mana man	The state of the s	
	(番 22, 23, 4, 8 125, 4, 8 129, 6 2, 151, ( 2, 150, 9, 8 9, 8			3, 221, 952	5, 574, 504	18, 506, 209	752, 435	26, 505, 301	16, 473, 722		4, 652, 414		2, 150, 932, 772	2, 150, 932, 772			14, 549	14, 549	The second secon							
月 書十         3, 221, 952         5, 574, 504         18, 506, 209         752, 435         26, 505, 301         16, 473, 722         2, 150, 932, 772         2, 150, 932, 772         2, 150, 932, 772         3, 150, 932, 772	大学   市   19,849,452   35,911,487   113,408,858   4,829,484   125,685,818   109,129,815   353,536,846   32,477,602   24,900   2,150,932,772   55,823   61,317   9,867,506	カ	11-	22, 497, 452	35, 911, 487	125, 438, 012	4, 829, 484	129, 925, 818	118, 024, 815	353, 536, 846	32, 502, 732	24, 900	2, 151, 049, 912	2, 150, 932, 772	55, 823	61,317	9, 867, 506	9, 867, 506								
スティア カラ		垂	眯				1	8	5	46	302	900	912	772	323	317	909	909		<u> </u>			-	<u> </u>		

平成29年12月21日

堺市議会議長

野 里 文 盛 様

堺市監査委員 池 田 克 史

同 吉川 守

扇 藤坂 正則

同 小杉茂雄

## 例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成29年10月分の例月現金出納 検査を執行したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出 する。

記

- 1 検査の対象会計管理者及び上下水道事業管理者所管分
- 2 検査の期間平成29年12月1日 ~ 平成29年12月21日
- 3 検査の結果
  - (1) 会計管理者所管分
    - ア 計数及び預金等在高の検査

会計管理者から提出された平成29年10月31日現在の収支計算表(別表1)と現金・預金の在高を照合したところ、それぞれ符合し、正確であった。

- イ 証書類の検査 証書類を検査したところ、特に異常な点はなかった。
- (2) 上下水道事業管理者所管分
  - ア 計数及び預金等在高の検査

上下水道事業管理者から提出された平成29年10月31日現在の試算表(別表2・3) と現金・預金の在高を照合したところ、それぞれ符合し、正確であった。

イ 証書類の検査

証書類を検査したところ、特に異常な点はなかった。

別表1

支 平成 29 年度 収

算 計 表 入 IJΔ 額 支 出 済 額 種 類 \ 区 分 前月末累計 本 月 分 計 前月末累計 本 月 分 174, 766, 418, 227 18, 488, 592, 888 193, 255, 011, 115 147, 990, 017, 410 27, 979, 702, 712 歳 0 市 開 発 資 金 21, 912, 891 39, 397, 211, 980 7, 427, 241, 029 46, 824, 453, 009 52, 315, 480, 940 9, 230, 760, 736 特 国民健康保険事業 計 52, 553, 382 52, 553, 382 1, 390, 615, 283 78, 315, 001 公共用地先行取得事業 別 母子父子寡婦福祉資金貸付事 300, 485, 017 27, 162, 613 327, 647, 630 139, 151, 275 2, 490, 750 現 슾 業 29, 766, 760, 226 3, 566, 821, 513 33, 333, 581, 739 30, 149, 571, 920 6, 318, 194, 567 保 険 介 83, 379, 905 83, 379, 905 14, 345, 626, 766 1, 424, 241, 924 公 管 理 金計 3, 868, 752, 630 395, 823, 569 4, 264, 576, 199 後期高齢者医療事業 3, 585, 869, 181 407, 081, 245 小 (A) 248, 235, 561, 367 29, 905, 641, 612 278, 141, 202, 979 249, 938, 245, 666 45, 440, 786, 935 種 類 区 分 前月末残額 本月収入済額 時 借 金 歳 Ш 外 現 仓 5, 441, 571, 396 3, 687, 493, 933 堺 小 金 59, 404, 653 32, 500 堺 市 奨 基 金 47, 300, 000 0 奨 H 基 金 0 2, 500, 000 播 野 奨 12,000,000 0 氽 堺 184, 900, 000 0 整 20, 457, 200, 000 埱 公 施 訬 特 別 4 N 堺 市 金 31, 626, 134, 000 0 堺 市 障 金 102, 500, 000 0 堺 財 政 基 市 調 金 1, 816, 500, 000 0 基 堺 市 小 振 資 金 付 金 預 金 1, 543, 600, 000 6, 100, 000 企 託 堺 北 備 金 2, 675, 500, 000 0 堺 286, 600, 000 0 中 奨 堀 基 金 270, 800, 000 0 我 堂 授 学 基 金 30, 000, 000 0 奨 学 基 濵 口 金 115, 000, 000 01 堺 民 康 が V١ 金 151, 300, 000 0 市 健 ŧ 基 金 堺 地 進 金 496, 800, 000 0 堺 道 備 基 市 鉄 動. 道 金 3, 348, 200, 000 Ωl 堺 市 介 護 保 険 給 944, 400, 000 0 金 堺 市 民 健 康 保 険 料 収 対 策 金 3, 533, 186, 677 0 堺 市 自 転 車 環 境 共 生 ま ち 金 62, 600, 000 0 堺 振 873, 800, 000 ポ 鼲 **\*** 0 市 基 堺 基 1, 277, 600, 000 0 金 民 堺 市 ち 基 金 923, 200, 000 0 等 堺 市 市 民 援 3, 100, 000 0 浜 基 **金** 堺 市 国 際 平 和 権 基 金 2, 100, 000 0 堺 市 境 推 環 都 īĦ 進 基 金 257, 500, 000 0 堺 市 活 性 基 金 1, 319, 300, 000 0 化 堺 20, 400, 000 0 金 堺 世 金 39, 200, 000 0 堺 共 交 性 促 īfī 活 進 700,000 公 诵 化 金 0 堺 規 模 災 被 災 地 等 支 457, 600, 000 堺 市 玉 際 観 光 基 金 1, 823, 700, 000 0 3, 693, 626, 433 小 計 (B) 82, 206, 196, 726 (A) + (B)

△印は収支不足額及び他会計への運用額を示す。

******				<del></del>		(単位=円)
			<u> </u>		歳計現金保管方法	
<b>#</b> 1	収支残額	一時借入金等運用金	差引現在高	銀行等預金高	指定金融機関保管高	現金保管高
175, 969, 720, 122	17, 285, 290, 993	△11, 880, 751, 993	5, 404, 539, 000	0	5, 400, 538, 000	4, 001, 000
21, 912, 891	△21, 912, 891	21, 912, 891	0	0	0	0
61, 546, 241, 676	△14, 721, 788, 667	14, 721, 788, 667	0	0	0	0
1, 468, 930, 284	△1, 416, 376, 902	1, 416, 376, 902	0	0	0	0
141, 642, 025	186, 005, 605	0	186, 005, 605	0	186, 005, 605	0
36, 467, 766, 487	△3, 134, 184, 748	3, 134, 184, 748	0	0	0	0
15, 769, 868, 690	△15, 686, 488, 785	15, 686, 488, 785	0	0	0	0
3, 992, 950, 426	271, 625, 773	0	271, 625, 773	0	271, 625, 773	0
295, 379, 032, 601	△17, 237, 829, 622	23, 100, 000, 000	5, 862, 170, 378	0	5, 858, 169, 378	4, 001, 000
		,		<u></u>	┃ 歲計外現金等保管方法	
本月支出済額	収支残額	一時借入金等運用金	差引現在高		指定金融機関保管高	現金保管高
0	0	0	0	0	0	0
3, 660, 179, 808	5, 468, 885, 521	0	5, 468, 885, 521	4, 245, 182, 810	1, 223, 702, 711	0
0	59, 437, 153	0	59, 437, 153	0	59, 437, 153	0
0	47, 300, 000	△47, 300, 000	0, 707, 100	0	0	0
	2, 500, 000	△2, 500, 000	0	0	0	0
	12, 000, 000	△12, 000, 000	0	0	0	0
	184, 900, 000			0	0	
0	20, 457, 200, 000	△184, 900, 000 △20, 457, 200, 000	0	0	0	0
	31, 626, 134, 000	Δ20, 437, 200, 000 Δ2, 396, 100, 000	20 220 024 000	29, 230, 034, 000	0	
0		Δ2, 390, 100, 000	29, 230, 034, 000			0.
	102, 500, 000		102, 500, 000	102, 500, 000	0	
0	1, 816, 500, 000	0	1, 816, 500, 000	1, 816, 500, 000	0	0
0	1, 549, 700, 000	0	1, 549, 700, 000	1, 549, 700, 000	0	<u> </u>
0	2, 675, 500, 000	0	2, 675, 500, 000	2, 675, 500, 000	0	0
0	286, 600, 000	0	286, 600, 000	286, 600, 000	0	
- 0	270, 800, 000	0	270, 800, 000	270, 800, 000	0	0
0	30, 000, 000	0	30, 000, 000	30, 000, 000	0	0
0	115, 000, 000	0	115, 000, 000	115, 000, 000	0	0
0	151, 300, 000	0	151, 300, 000	151, 300, 000	0	
0	2, 496, 800, 000	0	2, 496, 800, 000	2, 496, 800, 000	0	0
0	3, 348, 200, 000 944, 400, 000	0	3, 348, 200, 000	3, 348, 200, 000	0	0
			944, 400, 000	944, 400, 000	0	
0	3, 533, 186, 677	0	3, 533, 186, 677	3, 533, 186, 677	0	0
0	62, 600, 000 873, 800, 000	0	62, 600, 000	62, 600, 000	0	0
			873, 800, 000	873, 800, 000		····
0	1, 277, 600, 000	0	1, 277, 600, 000	1, 277, 600, 000	0	0
0	923, 200, 000	0	923, 200, 000	923, 200, 000	0	<u> </u>
0	3, 100, 000	0	3, 100, 000	3, 100, 000	0	0
0	2, 100, 000	0	2, 100, 000	2, 100, 000	0	
0	257, 500, 000	0	257, 500, 000	257, 500, 000	0	0
0	1, 319, 300, 000	0	1, 319, 300, 000	1, 319, 300, 000	0	
0	20, 400, 000		20, 400, 000	20, 400, 000	0	<u> </u>
0	39, 200, 000 700, 000	0	39, 200, 000 700, 000	39, 200, 000 700, 000	0	0
0	457, 600, 000	0	457, 600, 000	457, 600, 000	0	υ υ
0	1, 823, 700, 000	×			0	Ü
3, 660, 179, 808	82, 239, 643, 351	Δ23, 100, 000, 000	1, 823, 700, 000 59, 139, 643, 351	1, 823, 700, 000 57, 856, 503, 487	1, 283, 139, 864	0
5, 235, 175, 556						4 001 000
	65, 001, 813, 729	0	65, 001, 813, 729	57, 856, 503, 487	7, 141, 309, 242	4, 001, 000

別表 2

平成29年 10月分

麦 対 私 哑 凝 1111111 ŲП

平成29年10月31日現在

248, 960, 448 15 3, 480, 267, 988 6, 135, 066, 198 4,903,845,830 525, 158, 842 114, 160, 241 46, 373, 041, 600 19, 856, 742 逦 凝 61, 862, 949, 426 61, 862, 949, 426 6, 135, 066, 198 19, 856, 742 44, 056, 736 3, 480, 267, 988 4,903,845,830 6,688,612 528, 503, 149 1,874,307 115, 940, 831 2, 485, 634 251, 321, 799 46, 373, 041, 600 31, 812, 878, 533 31, 812, 878, 533 # 眯 200 4, 342, 580 4, 342, 580 1,647,900 4, 302, 495, 286 4, 302, 495, 286 1, 567, 922 1, 126, 758 inn Щ ш 换 定 機械及び装置減価償却累計額 車両運搬具減価償却累計額 リース資産減価償却累計額 靈 工具器具減価償却累計額 送配水管減価償却累計額 量水器減価償却累計額 構築物減価償却累計額 建物減価償却累計額 投資その他の資産 機械及び装置 ソフトウェア 車両運搬具 リース資産 無形固定資産 施設利用権 有形固定資産 建設仮勘定 長期貸付金 送配水管 工具器具 量水器 構築物 流動資産 出 建物 4,470,803,885 |流動資産 317, 569, 046 固定資産 309, 757, 046 4, 470, 803, 885 2,050,000 783, 963 1,040,000 7,812,000 2,645,485 1, 565, 504 301, 672, 094 7,812,000 1111111 щ 171, 333, 953, 742 167, 754, 404, 612 152, 430, 835 349, 167, 239 204, 549, 130 5,040,677,546 6, 665, 222, 646 14, 516, 975, 545 7, 312, 679, 450 1, 218, 786, 355 3, 344, 307 1, 780, 590 67, 733, 792 6, 895, 101, 065 2, 251, 446 202, 297, 684 3, 375, 000, 000 3, 375, 000, 000 44, 062, 630, 921 44, 062, 630, 921 2, 361, 351 125, 528, 143, 891 力 11112 垂 109, 471, 004, 316 105, 891, 455, 186 5,040,677,546 14, 516, 975, 545 1, 212, 097, 743 150, 556, 528 6, 851, 044, 329 2, 251, 446 3, 375, 000, 000 12, 249, 752, 388 12, 249, 752, 388 6, 665, 222, 646 7, 312, 679, 450 346, 681, 605 204, 549, 130 125, 528, 143, 891 67, 733, 792 202, 297, 684 3, 375, 000, 000 嶇 10 15 20 25

The state of the s		#6	勘定科目	TILL	新 本	降
H pt	Τū			THE P		
2, 715, 558, 356	15, 558, 35	9	現金預金	2, 744, 826, 858	20, 627, 395, 625	
			現金			
2, 715, 558, 356	15, 558, 356		預金	2, 744, 826, 858	20, 627, 395, 625	
1, 454, 775, 283	54, 775, 283		未収金	1, 452, 750, 372	10, 244, 921, 759	
1, 376, 823, 797	76, 823, 797		水道料金未収金	1, 300, 170, 847	9, 248, 207, 058	
7, 982, 900	7, 982, 900		給水工事収入未収金	6, 815, 400	61, 484, 300	
272, 990	272, 990		受取損害賠償金未収金	476, 472	2, 834, 647	
			工事負担金未収金	15, 190, 910	27, 010, 086	
41, 521, 680	41, 521, 680		加入金未収金	46, 768, 320	200, 970, 720	:
28, 173, 916		•	その他収入未収金	83, 328, 423	704, 414, 948	
資	貸		貸倒引当金		30, 446, 000	30, 446, 000
8,339,000 貯蔵品		貯繭	冊3	9, 605, 941	69, 874, 727	
201,990,000 前払金		前払	金	95, 311, 840	840, 218, 327	
84,151,746 仮払消費税		仮払消	貨費税及び地方消費税	275	22, 095	
5,989,500 前払消費税		前払消	当費税及び地方消費税			
短期貸付金	短期貸	短期貸	付金			
21,676,999 固定負債		定負債			30, 755, 215, 162	30, 732, 849, 163
21,676,999 固定負債		固定負債	. More		30, 755, 215, 162	30, 732, 849, 163
企業債	企業債	企業債			28, 186, 632, 324	28, 186, 632, 324
建	<b>建</b>	建制	<b>建設改良費等の財源に充てるための企業債</b>		28, 186, 632, 324	28, 186, 632, 324 20
J.	J - V	J .	リース債務		34, 192, 838	34, 192, 838
21,676,999 引当金		의 발 4	án.		2, 534, 390, 000	2, 512, 024, 001
退職	退職	沿船	退職給付引当金		1, 920, 286, 000	1, 920, 286, 000
21,676,999 修練		修繪	修繕引当金	1 to	614, 104, 000	591, 738, 001
2,150,738,939 流動負債		動負債		2, 155, 560, 260	20, 410, 501, 772	3, 580, 316, 729 25
2,150,738,939 流動負債		流動負	黄	2, 155, 560, 260	20, 410, 501, 772	3, 580, 316, 729
(4)	~	4	企業債		1, 400, 878, 483	718, 141, 073

	借力		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<b>康</b>	
残 高	エ	月 計	<del>.</del>	H	番	残 高
	682, 737, 410	The state of the s	建設改良費等の財源に充てるための企業債		1, 400, 878, 483	718, 141, 073
	6, 756, 689	1, 126, 758	リース債務		13, 522, 658	6, 765, 969
	6, 428, 158, 117	829, 796, 502	未払金	779, 882, 184	7, 208, 263, 716	780, 105, 599
	4, 571, 131, 680	640, 617, 660	原水及び浄水費未払金	657, 761, 880	5, 228, 893, 560	657, 761, 880
	170, 241, 145	19, 174, 069	配水及び給水費未払金	10, 580, 931	181, 045, 491	10, 804, 346 5
	7, 566, 071	375, 408	受託工事費未払金	92, 556	7, 658, 627	92, 556
200	95, 544, 713	463, 851	業務費未払金	2, 074, 445	97, 619, 158	2, 074, 445
	55, 903, 310	1, 129, 910	総係費未払金	7, 342, 296	63, 245, 606	7, 342, 296
	56, 421, 360		資産減耗費未払金	1,069,200	57, 490, 560	1, 069, 200
	1, 101, 043, 626	145, 497, 300	整備改良專業費末払金	89, 597, 116	1, 190, 640, 742	89, 597, 116 10
	61, 949, 880	209, 520	固定資産購入費未払金	11, 363, 760	73, 313, 640	11, 363, 760
	85, 582, 008	22, 328, 784	貯蔵品未払金		85, 582, 008	and the same of th
	14, 139, 600		未払消費税及び地方消費税		14, 139, 600	THE REAL PROPERTY OF THE PROPE
	208, 634, 724		その他未払金		208, 634, 724	
	26, 754, 324		前受金		32, 729, 360	5, 975, 036 15
			給水前受金	Property Anna Company	5, 975, 036	5, 975, 036
-	26, 754, 324		その他前受金		26, 754, 324	
	317, 203, 977	40, 347, 245	預り金	40, 600, 774	433, 243, 274	116, 039, 297
THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT	28, 997, 094	2, 730, 873	水道料金	2,805,029	31, 405, 105	2, 408, 011
	79, 766, 375	8, 588, 367	税金	8, 568, 549	88, 344, 746	8, 578, 371 20
	142, 714, 404	16, 329, 503	法定福利掛金	16, 355, 862	142, 951, 152	236, 748
	22, 939, 980	7, 037, 280	保証金	4,050,400	62, 742, 558	39, 802, 578
	42, 786, 124	5, 661, 222	その他預り金	8, 820, 934	107, 799, 713	65, 013, 589
	9, 212, 284, 230	1, 279, 261, 413	下水道使用料預り金	1, 228, 072, 653	10, 439, 219, 119	1, 226, 934, 889
	155, 496, 000		引当金		155, 496, 000	25
	130, 392, 000		賞与引当金		130, 392, 000	
	25, 104, 000		<b>法定福利費引当金</b>	The second secon	25, 104, 000	

	借力		五 次 基		貸力	
残扇	**	月計	¥.	世	太	幾 高
	794, 296	207,021	仮受消費税及び地方消費税	107, 004, 649	727, 149, 162	726, 354, 866
	17, 257, 296, 065	166,000	166,000   繰延収益	38, 446, 000	50, 395, 895, 362	33, 138, 599, 297
	17, 257, 296, 065	166,000	繰延収益	38, 446, 000	50, 395, 895, 362	33, 138, 599, 297
	1, 034, 000	166,000	長期前受金	38, 446, 000	50, 395, 895, 362	50, 394, 861, 362
17, 256, 262, 065	5 17, 256, 262, 065		長期前受金収益化累計額		THE CASE AND ASSESSED TO SERVICE AND ASSESSED TO SERVI	2
	-		資本金		30, 395, 350, 411	30, 395, 350, 411
			自己資本金		30, 395, 350, 411	30, 395, 350, 411
	-	•	固有資本金		1, 009, 986, 548	1, 009, 986, 548
		•	組入資本金		29, 377, 895, 944	29, 377, 895, 944
			繰入資本金		7, 467, 919	7, 467, 919 10
	13, 983, 608, 889		剰余金		34, 975, 043, 255	20, 991, 434, 366
	-		資本剰余金		11, 029, 771, 605	11, 029, 771, 605
			国庫補助金		53, 757, 083	53, 757, 083
			府補助金		17, 464, 584	17, 464, 584
			工事負担金		1, 267, 278, 733	1, 267, 278, 733 15
			受贈財産評価額		1, 044, 288, 849	1, 044, 288, 849
			加入金		8, 646, 982, 356	8, 646, 982, 356
	13, 983, 608, 889		利益剰余金		23, 945, 271, 650	9, 961, 662, 761
			建設改良積立金		2, 605, 889, 000	2, 605, 889, 000
	7, 855, 773, 761	-	未処分利益剰余金	, ·	7, 855, 773, 761	20
	6, 127, 835, 128		繰越利益剰余金		13, 483, 608, 889	7, 355, 773, 761
	78, 986, 655	2, 425, 971	2, 425, 971 水道事業収益	1, 308, 340, 381	9, 067, 712, 595	8, 988, 725, 940
	7, 990, 717	2, 425, 971	<b>営業収益</b>	1, 305, 691, 408	8, 939, 263, 428	8, 931, 272, 711
***************************************	7, 765, 817	2, 421, 771	給水収益	1, 273, 915, 817	8, 734, 878, 202	8, 727, 112, 385
An annie Conscional annie de prés de conscional de la consciona	224, 900	4, 200	受託工事収益	8, 399, 090	63, 310, 690	63, 085, 790 25
		10.000	その他営業収益	23, 376, 501	141, 074, 536	141, 074, 536
	70, 995, 938		営業外収益	2, 642, 868	127, 805, 390	56, 809, 452

4	方		-1	地 定 本 田	TI TI		
(集) a ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		1— 1100			拉	抵	灰 局
受取利息及(	受取利息及び	受取利息及0	受取利息及0	及び配当金	124, 234	3, 031, 766	3, 031, 766
70,995,938 雑収益		雑収益	雑収益		2, 518, 634	124, 773, 624	53, 777, 686
特別利益	特別利益	特別利益	特別利益		6, 105	643, 777	643, 777
過年度損益	過年度損益	過年度損益	過年度損益	<b>姑修</b> 压益	6, 105	643, 777	643, 777
6,106,519,202 6,225,139,068 845,808,647 水道事業費用	845, 808, 647		水道事業費用		4,980	118, 619, 866	5
5,833,578,206 5,952,182,331 845,601,827 営業費用	845, 601, 827		営業費用		4, 980	118, 604, 125	
4, 265, 906, 660 4, 269, 642, 735 612, 936, 235 原水及び浄水費	612, 936, 235		原水及び	净水費		3, 736, 075	
696, 196, 946 741, 029, 329 92, 918, 093 配水及び給水費	92, 918, 093		配水及で	Y給水費		44, 832, 383	
53,059,427 58,338,427 7,926,012 受託工事費	7, 926, 012		受託工	<b>耳费</b>		5, 279, 000	
457, 163, 023 483, 298, 473 77, 917, 175 業務費	77, 917, 175		業務費			26, 135, 450	10
355, 224, 845 393, 846, 062 52, 047, 957 総係費	52, 047, 957		総係費		4, 980	38, 621, 217	
6,027,305 6,027,305 1,856,355 資産減耗費	1,856,355		資産減料	(清)			
268, 577, 358 268, 593, 099 14, 455 営業外費用	14, 455					15, 741	
267, 295, 398 267, 311, 139 14, 455 支払利息	14, 455		支払利息	支払利息及び企業債取扱諸費	PRO 1874 1-779	15, 741	
1,281,960 1,281,960 補償補填办	補償補填			及び賠償金			15
4,363,638 4,363,638 192,365 特別損失	192, 365		特別損失		W 10 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
4,363,638 4,363,638 192,365 過年度損	192, 365		過年度損	過年度損益修正損			
					AND	With the second control of the second contro	***************************************
							20
					-		
		A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR					
107 007 07E 006 32E 704 12E 900 7 000 100 407		7 000 100 407		T# 4	100, 000, 000 1	000	
		1, 809, 189, 481		<u> </u>	7, 809, 189, 487	269, 794, 166, 382	127, 827, 275, 906

別表 3

平成29年 計:下水道事業会計 41

咂 聚 11111111 **√**□

10月分

麦 輝 紅

平成29年10月31日現在

7, 513, 055 15 7, 485, 024, 425 33, 028, 731, 513 99, 886, 724 180, 324, 322, 554 29, 250, 927 (単位: 円) 喱 斑 221, 090, 790, 125 84, 137, 209 7, 485, 024, 425 180, 324, 322, 554 25,870 33, 028, 751, 883 101, 322, 104 11,840,170 11,840,170 6, 316, 170 34, 736, 747, 150 221, 102, 630, 295 29, 250, 927 1, 567, 200 7, 513, 055 28, 874, 898 5, 524, 000 H nin n 綑 83, 976, 785 25,870 237 87, 578, 765 82, 530, 478 5, 713, 188, 339 1,069,200 3,601,980 2,932,000 669,980 3, 601, 980 351, alinn  $\blacksquare$ 京 定 機械及び装置減価償却累計額 車両運搬具減価償却累計額 リース資産減価償却累計額 蝨 工具器具減価償却累計額 構築物減価償却累計額 建物減価償却累計額 投資その他の資産 機械及び装置 基金貸付金 ソフトウェア 車両運搬具 リース資産 施設利用権 有形固定資産 建設仮勘定 無形固定資産 電話加入権 广舎利用権 基金預金 工具器具 構築物 地上権 出 建物 基金 3, 229, 514, 481 |流動資産 3,183,267,654 固定資産 3, 179, 617, 525 .85, 500 20, 370 534, 778 962, 280 48, 149 48, 149 1, 917, 180 3, 154, 402, 966 3, 601, 980 3, 601, 980 669, 980 2, 932, 000 21, 694, 451 1111111 Щ 20,370 1, 435, 380 19, 946, 520, 585 346, 015, 182 713, 562, 824, 085 72, 878, 937, 623 37, 190, 748 136, 417, 429 19, 105, 072 11,010,176 5,656,100 34, 678, 107 346, 015, 182 27, 968, 935 724, 611, 760, 864 32, 679, 026, 571 19, 149, 983, 986 568, 714, 186, 321 10, 314, 974, 611 336, 602, 603 318, 046, 247 39, 789, 344, 661 10, 702, 921, 597  $\mathcal{A}$ 1111111 細 迤 503, 509, 130, 569 492, 472, 033, 960 32, 594, 889, 362 19, 149, 983, 986 568, 714, 186, 321 72, 878, 911, 753 37, 190, 748 134, 850, 229 19, 105, 072 19, 917, 645, 687 10, 702, 921, 597 11,010,176 5,656,100 336, 602, 603 34, 678, 107 334, 175, 012 334, 175, 012 312, 522, 247 21, 652, 765 5, 052, 597, 511 10, 314, 974, 611 嶇 熋

15

20

25

10

	借方		五安		貸方	
焼 高	盂	月	Α Ţ	日	太	残高
	7, 848, 251, 902	1, 261, 216, 813	建設改良費等の財源に充てるための企業債		15, 784, 683, 164	7, 936, 431, 262
			他会計借入金		43, 000, 000	43,000,000
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		43, 000, 000	43, 000, 000
-	2, 107, 422	351, 237	リース債務		4, 214, 844	2, 107, 422
2	6, 797, 480, 921	41,855,636	未払金	1,801,951,341	8, 599, 432, 262	1,801,951,341 5
	50, 608, 298	3, 597, 741	営業未払金	10, 478, 618	61, 086, 916	10, 478, 618
	6, 675, 745, 180		過年度未払金		6, 675, 745, 180	
	71, 127, 443	38, 257, 895	その他未払金	1, 791, 472, 723	1, 862, 600, 166	1, 791, 472, 723
	16, 318, 991	13, 920, 000	前受金	13, 920, 000	16, 318, 991	
10	16, 318, 991	13, 920, 000	その他前受金	13, 920, 000	16, 318, 991	10
	247, 071, 885	26, 561, 934	預り金	. 25, 571, 396	330, 888, 394	83, 816, 509
-	73, 907, 902	8, 028, 770	税金	8,066,510	81, 974, 412	8, 066, 510
	141, 393, 223	16, 255, 647	法定福利掛金	16, 319, 985	141, 817, 188	423, 965
	9, 279, 754	1, 430, 000	保証金	287, 064	83, 949, 566	74, 669, 812
15	22, 491, 006	847, 517	その他預り金	897, 837	23, 147, 228	656, 222 15
	83, 134, 000		引当金		83, 134, 000	
	69, 950, 000		賞与引当金		69, 950, 000	
	13, 184, 000		法定福利費引当金		13, 184, 000	
	850, 696	182, 071	仮受消費税及び地方消費税	103, 217, 616	736, 819, 831	735, 969, 135
20	87, 621, 585, 661	77, 200	77, 200 繰延収益	684, 100	258, 515, 308, 378	170, 893, 722, 717 20
	87, 621, 585, 661	77, 200	綠延収益	684, 100	258, 515, 308, 378	170, 893, 722, 717
	420, 240	77, 200	長期前受金	684, 100	258, 515, 308, 378	258, 514, 888, 138
87, 621, 165, 421	121 87, 621, 165, 421		長期前受金収益化累計額			
			資本金		57, 758, 214, 841	57, 758, 214, 841
25			自己資本金		57, 758, 214, 841	57, 758, 214, 841 25
			固有資本金		36, 637, 068, 830	36, 637, 068, 830
			固有資本金		36, 637, 068, 830	36, 637, 068, 830

		借力		華		貸力	
残高	7015	本	月計	<u>-</u>	月計	上	残 高
	. Wester that I blesses			繰入資本金		21, 121, 146, 011	21, 121, 146, 011
				緞入資本金		21, 121, 146, 011	21, 121, 146, 011
	0	14, 222, 977, 458		剰余金	21, 694, 451	23, 711, 443, 380	9, 488, 465, 922
				資本剰余金	21, 694, 451	13, 093, 714, 312	13, 093, 714, 312
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	THE TAXABLE PROPERTY OF TAXABLE PROPER		国庫補助金		9, 217, 906, 630	9, 217, 906, 630 5
				府補助金		155, 311, 000	155, 311, 000
			The state of the s	受贈財産評価額	21, 694, 451	2, 886, 440, 171	2, 886, 440, 171
THE RESERVE OF THE PARTY OF THE				その他資本剰余金		834, 056, 511	834, 056, 511
3, 605, 248, 390	48, 390	14, 222, 977, 458		欠損金		10, 617, 729, 068	
		5, 308, 864, 534		未処理欠損金		5, 308, 864, 534	10
3, 605, 248, 390	48, 390	8, 914, 112, 924		繰越欠損金		5, 308, 864, 534	
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O		10, 633, 760	2, 275, 893	下	1, 290, 477, 325	17, 371, 976, 400	17, 361, 342, 640
THE		10, 633, 760	2, 275, 893	営業収益	1, 274, 871, 050	17, 179, 901, 286	17, 169, 267, 526
		10, 633, 760	2, 275, 893	下水道使用料	1, 274, 871, 050	8, 876, 395, 893	8, 865, 762, 133
				他会計負担金		8, 141, 786, 000	8, 141, 786, 000 15
				負担金		161, 619, 021	161, 619, 021
				その他営業収益		100, 372	100, 372
				営業外収益	15, 599, 989	191, 369, 055	191, 369, 055
				受取利息及び配当金	253, 407	9, 454, 421	9, 454, 421
				雑収益	15, 346, 582	181, 914, 634	181, 914, 634 20
				特別利益	6, 286	706, 059	706, 059
				過年度損益修正益	6, 286	706, 059	706, 059
6, 295, 287, 474	37, 474	6, 351, 978, 232	1, 299, 088, 638	下水道事業費用	28, 224	56, 690, 758	
3, 680, 316, 115	16, 115	3, 737, 006, 873	845, 034, 697	営業費用	28, 224	56, 690, 758	
522, 527, 587	27, 587	531, 316, 225	91, 355, 686	管きよ費		8, 788, 638	25
246, 430, 338	30, 338	253, 285, 338	42, 340, 379	ポンプ場費		6, 855, 000	
1, 867, 699, 292	39, 292	1, 880, 880, 904	462, 505, 772	処理場費		13, 181, 612	

		The state of the s		- 一		A 7	
残庸	極	累計	月計	¥ ₽	#II	苯	残。高
25, 10	25, 103, 320	27, 751, 320	5, 253, 868	水質検査費		2, 648, 000	
41,64	41, 648, 739	41, 648, 739	5, 737, 252	水質規制費			
130, 15	130, 151, 885	142, 181, 039	16, 743, 027	普及促進費		12,029,154	
5, 40	5, 435, 118	5, 435, 118	605, 634	環境整備資金貸付事業費			
151, 96	151, 952, 926	156, 192, 926	26, 267, 108	業務費		4, 240, 000	
121,86	121, 864, 914	130, 788, 138	12, 763, 323	終係費	28, 224	8, 923, 224	
530, 30	530, 305, 269	530, 305, 269	176, 768, 423	維特管理負担金			
37,08	37, 059, 407	37, 084, 537	4, 581, 805	し尿処理費		25, 130	
	137, 320	137, 320	112, 420	資産減耗費			
2, 537, 196, 075	96, 075	2, 537, 196, 075	386, 146, 163	営業外費用			
2, 537, 078, 935	78, 935	2, 537, 078, 935	386, 146, 163	支払利息及び企業債取扱諸費			
	55, 823	55, 823		補償補填及び賠償金			
}	61, 317	61, 317		維文出			
77, 77	77, 775, 284	77, 775, 284	67, 907, 778	特別損失			
38 '6	9, 894, 806	9, 894, 806	27,300	過年度損益修正損			
67, 88	67, 880, 478	67, 880, 478	67, 880, 478	固定資産売却損			
THE TAXABLE PROPERTY OF TAXABLE PR							
			To the state of th				
destination or any state of the colored and st	nistantina marina marin						
			-				
			The second control of				
514 857 015 554	15 554	887 606 489 881	0 058 311 557	না ব্য	0 058 211 557	007 606 400 001	710 710 711

監查委員報告第12号

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長 野 里 文 盛 様

堺市監査委員池田克史同吉川守同藤坂正則同小杉茂雄

# 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条の規定に基づき工事監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

### 監査結果報告

第1 監査の種類 工事監査

第2 監查対象

1 松屋高架橋耐震対策外工事 (建設局 道路部 道路整備課)

2 戎島橋耐震対策外工事 (建設局 道路部 道路整備課)

3 翁橋3号線外歩道改良工事 (建設局 道路部 道路整備課)

4 大阪河内長野線(南余部・北野田地区)橋梁上部工工事

(建設局 道路部 道路計画課)

5 諏訪ノ森駅前線道路築造工事(平成28年度)

(建設局 道路部 連続立体推進課)

6 府道堺狭山線自転車道整備外工事

(建設局 自転車まちづくり部 自転車環境整備課)

7 (仮称) 三国ヶ丘駅前庁舎建設工事 (建築都市局 建築部 建築課)

8 宮園小学校校舎老朽化対策工事 (建築都市局 建築部 建築課)

9 茶山台小学校給食調理場改築工事 (建築都市局 建築部 建築課)

10 (仮称) 三国ヶ丘駅前庁舎建設工事に伴う電気設備工事

(建築都市局 建築部 設備課)

11 (仮称) 三国ヶ丘駅前庁舎建設工事に伴う空気調和設備工事

(建築都市局 建築部 設備課)

#### 第3 監查実施期間

平成 29 年 9 月 25 日~平成 29 年 12 月 21 日

#### 第4 監査内容及び結果

- 1 松屋高架橋耐震対策外工事
  - (1) 工事概要

工事場所 堺市堺区松屋町ほか

工 期 平成28年9月29日~平成29年8月31日

契約金額 386, 217, 720 円

工事目的

本工事は、府道大阪臨海線(現)に架かる松屋高架橋の落橋や損壊を防止することを目的として、耐震対策と補修を行うものである。

工事内容

#### 工事延長 L=203.5m

落橋防止装置工 N=30 組 支承補強装置工 N=74 組 橋脚コンクリート巻立工 N=8 基 舗装工 A=2,950.0m<sup>2</sup> 伸縮装置取替工 L=72.5m 断面修復工 N=1 橋 仮設工 一式

#### (2) 施工調查内容

本工事は、既に完成しており、落橋防止装置などの耐震対策や断面修復などの補修状況を確認した。

#### (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 2 戎島橋耐震対策外工事

#### (1) 工事概要

工事場所 堺市堺区戎島町ほか

工 期 平成28年10月5日~平成29年9月30日

契約金額 128, 121, 480 円

工事目的

本工事は、府道堺大和高田線に架かる戎島橋の落橋や損壊を防止することを目的として、耐震対策と補修を行うものである。

#### 工事内容

工事延長 L=29.4m

縁端拡幅工 N=4 基

伸縮装置取替工 L=89.1m

防護柵取替工 L=254.0m

舗装工 A=3,844.0m<sup>2</sup>

仮設工 一式

#### (2) 施工調査内容

本工事は、既に完成しており、縁端拡幅などの耐震対策や伸縮装置の取替などの補修状況を確認した。

#### (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 3 翁橋 3 号線外歩道改良工事
  - (1) 工事概要

工事場所 堺市堺区翁橋町ほか

工 期 平成 29 年 1 月 18 日~平成 29 年 9 月 30 日

契約金額 97,409,520 円

工事目的

本工事は、堺市民芸術文化ホールとの調和が図れ、市民や来訪者が安全で快適に移動できる通行空間を確保することを目的として、歩道の改良と道路のバリアフリー化を行うものである。

#### 工事内容

工事延長 L=400.0m

保水性平板ブロック舗装工 A=868.0m<sup>2</sup>

平板ブロック舗装工 A=183.0m<sup>2</sup>

視覚障害者誘導用ブロックエ A=128.0m<sup>2</sup>

縁石工 L=311.0m

防護柵工 L=180.0m

照明工 N=23 か所 (ハイポール) N=62 か所 (ローポール)

土工 一式

#### (2) 施工調查内容

本工事は、既に完成しており、歩道の平板ブロックや照明灯などの設置状況 を確認した。

(3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 4 大阪河内長野線(南余部・北野田地区)橋梁上部工工事
  - (1) 工事概要

工事場所 堺市東区北野田ほか

工 期 平成28年10月26日~平成29年9月30日

契約金額 152,730,360 円

工事目的

本工事は、府道大阪狭山線(現)のバイパス道路として、周辺道路の 渋滞緩和や交通安全性の向上を目的とした都市計画道路大阪河内長野線 (南余部・北野田地区)のうち、一級河川西除川を横断する新設橋梁上部 の築造工事である。

#### 工事内容

工事延長 L=190.0m

橋長 L=24.1m PC 橋工(プレテンション桁橋) N=1 橋 伸縮装置工 L=59.8m 橋梁用高欄工 L=48.0m 配水管工事(水道管架設) L=27.1m

## (2) 施工調査内容

本工事は、既に完成しており、橋梁上部の主桁などの設置状況を確認した。

## (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 5 諏訪ノ森駅前線道路築造工事(平成28年度)

#### (1) 工事概要

工事場所 堺市西区浜寺諏訪森町西2丁地内

工 期 平成28年10月18日~平成29年5月31日

契約金額 25,059,240 円

#### 工事目的

本工事は、鉄道の高架化に伴い、府道堺阪南線から南海本線諏訪ノ森駅前への安全なアプローチ機能を確保することを目的とし、都市計画道路諏訪ノ森駅前線の道路築造と諏訪ノ森中交差点の改良を行うものである。

#### 工事内容

工事延長 L=93.0m

舗装工 車道部 A=581.0m<sup>2</sup> 歩道部 A=680.0m<sup>2</sup>

切削オーバーレイエ A=395.0m<sup>2</sup>

街渠工 L=108.4m

集水桝工 N=16 か所

縁石工 L=126.7m

区画線工 L=888.4m

## (2) 施工調査内容

本工事は、既に完成しており、道路の舗装や構造物などの仕上がり状況を確認した。

#### (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 6 府道堺狭山線自転車道整備外工事

(1) 工事概要

工事場所 堺市中区深井清水町ほか

工 期 平成 28 年 12 月 16 日~平成 29 年 7 月 31 日

契約金額 76,677,840 円

工事目的

本工事は、「堺市自転車利用環境計画」に基づき、安全に通行できる自転車通行環境の形成と同時に誰もが移動しやすく安全で快適な通行空間を確保することを目的として、自転車道の整備と道路のバリアフリー化を行うものである。

#### 工事内容

工事延長 L=830.0m

透水性アスファルト A=4,240.0m<sup>2</sup>

アスファルト舗装 A=1,561.0m<sup>2</sup>

縁石設置 L=258.0m

視覚障害者誘導用ブロック A=120.0m<sup>2</sup>

視覚障害者誘導用点字シート A=164.0m<sup>2</sup>

路面着色 A=1,991.0m<sup>2</sup>

#### (2) 施工調查内容

本工事は、既に完成しており、自転車道と歩行者道の整備状況や路面着色などの仕上がり状況を確認した。

## (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 7 (仮称)三国ヶ丘駅前庁舎建設工事

(1) 工事概要

工事場所 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番1

工 期 平成28年3月28日~平成29年9月29日

契約金額 1,107,000,000 円

工事目的

本工事は、三国ヶ丘分館跡地に新たに庁舎を建設し、市有施設の有効活用を図るものである。

#### 工事内容

庁舎建設工事

庁舎 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 5 階建 延べ面積 5,072.64m<sup>2</sup> 附属建物(ゴミ置場) 屋外附帯 昇降機設備工事

## (2) 施工調查内容

本工事は既に完成しており、庁舎等の内外仕上がり状況や、屋外附帯等を確認した。

## (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。 なお、一部軽易な事項について指導した。

## 8 宫園小学校校舎老朽化対策工事

### (1) 工事概要

工事場所 堺市中区宮園町4番1号

工 期 平成28年12月21日~平成30年3月16日

契約金額 434,160,000 円

工事目的

本工事は、既存校舎等の老朽化に伴い、屋根、外壁、建具、内装改修等の対策工事を行うものである。

#### 工事内容

校舎老朽化対策工事

校舎改修 北棟 工事対象延べ面積 約2,900m<sup>2</sup>

屋根改修、外壁改修、建具改修、内装改修ほか

南棟、西棟 室内改修

プール棟 プール槽防水改修

屋外附带

昇降機設備工事

## (2) 施工調査内容

校舎北棟は、屋根、外壁南面、建具改修がほぼ完了し、内装の工事中であり、 施工中の仕上がり状況や出来形を確認した。

#### (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 9 茶山台小学校給食調理場改築工事
  - (1) 工事概要

工事場所 堺市南区茶山台2丁5番1号

工 期 平成28年9月15日~平成29年6月30日

契約金額 104, 193, 000 円

工事目的

本工事は、既存建物の経年劣化に伴い、給食調理場の建替え等を行うものである。

## 工事内容

給食調理場改築工事

給食調理場改築 鉄筋コンクリート造地上2階建 延べ面積333.41m² 渡り廊下新築

既設校舎改修

屋外附带

## (2) 施工調查内容

本工事は既に完成しており、給食調理場等の仕上がり状況や、既設校舎の改修箇所を確認した。

(3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 10 (仮称) 三国ヶ丘駅前庁舎建設工事に伴う電気設備工事
  - (1) 工事概要

工事場所 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番1

工 期 平成28年4月15日~平成29年9月29日

契約金額 237,503,880 円

工事目的

本工事は、三国ヶ丘分館跡地に新たに庁舎を建設し、市有施設の有効活用を図るものである。

#### 工事内容

庁舎建設工事に伴う電気設備工事

電灯設備 動力設備 電保護設備 受変電設備 発電設備 構内情報通信設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 誘導支援設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 防犯・入退室管理設備 火災報知設備 中央監視制御設備

#### (2) 施工調査内容

本工事は既に完成しており、電灯設備や受変電設備など、各電気設備の設置状況を確認した。

## (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

- 11 (仮称) 三国ヶ丘駅前庁舎建設工事に伴う空気調和設備工事
  - (1) 工事概要

工事場所 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番1

工 期 平成28年4月19日~平成29年9月29日

契約金額 143,640,000 円

工事目的

本工事は、三国ヶ丘分館跡地に新たに庁舎を建設し、市有施設の有効活用を図るものである。

#### 工事内容

庁舎建設工事に伴う空気調和設備工事 空気調和設備 換気設備

## (2) 施工調査内容

本工事は既に完成しており、空気調和設備や換気設備の設置状況を確認した。

## (3) 監査結果

関係書類及び施工内容を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

監查委員報告第13号

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長 野 里 文 盛 様

堺市監査委員池田克史同吉川守同藤坂正則同小杉茂雄

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監査結果報告

- 第1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 第2 監査の対象

健康福祉局

(生活福祉部、長寿社会部、障害福祉部、健康部、健康部 保健所)

第3 監査の対象期間

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日~平成 29 年 8 月 31 日) ただし、必要に応じて平成 28 年度以前を含む。

第4 監査の実施期間平成29年9月1日~平成29年12月21日

#### 第5 監査の方法及び項目

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、 公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書 類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。 監査の項目は、以下のとおりである。

- 長寿社会部 介護事業者課 介護保険事業指定等申請手数料について
- 健康部 斎場環境衛生使用料(斎場使用料)について
- 健康部 保健所 食品衛生課 環境衛生手数料(食品営業許可手数料)について
- · 局共通項目

公有財産(土地・建物)の管理について 職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について 物品購入について 委託料について 補助金について 現金の管理について

#### 第6 監査の結果

監査の結果、以下の項目において指摘すべき事項等があった。

## 1 健康部 斎場

(1) 環境衛生使用料(斎場使用料)について

堺市立斎場条例に基づき、斎場の使用者から使用料を収入している。 この事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、 適切な処理をする必要がある。

#### ア 斎場使用料の減免手続

堺市立斎場条例施行規則では、火葬場や霊安室の使用料減免を受けよ うとする者は、使用料減免申請書を市長に提出しなければならないとさ れている。

しかし、申請は火葬場に係る使用料に限られていたにもかかわらず、 火葬場に加えて霊安室に係る使用料も減免しているものが散見された。

#### 2 健康部 保健所 食品衛生課

(1) 環境衛生手数料 (食品営業許可手数料) について

堺市食品衛生法施行条例に基づき、食品営業許可申請手数料を収入している。

この事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、 適切な処理をする必要がある。

#### ア 食品営業許可申請に対する許可

新規の営業許可申請に対する許可の場合、営業施設の調査後に許可を 行っているが、許可日を営業施設の調査完了日よりも前の日付としてい たものがあった。

#### 3 局共通事項

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、指摘すべき事項と して次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 土地所有者との契約

市の所有でない土地に市立老人集会所を設置しているものの中に、当該土地の所有者と土地の使用契約を交わしていないものがあった。

(長寿社会部 長寿支援課)

#### イ 公有財産台帳の記載

堺市財産規則では、公有財産台帳には公有財産の種類、所在、数量等の必要事項を記載し、その状況を明らかにしなければならないとされている。

しかし、知的障害者通所授産施設事業用地の公有財産台帳(土地)に おいて、取得時の所在地、地目、地籍、取得の欄の記載が漏れていた。

## ウ 公有財産の貸付

知的障害者通所授産施設事業用地として社会福祉法人に無償貸付している土地に自動販売機が設置されていたが、設置に必要な手続が行われていなかった。

(以上 障害福祉部 障害者支援課)

#### エ 収入印紙の貼付

前回監査でも収入印紙の貼付漏れを指摘されていたにもかかわらず、 今回の監査においても同じ土地に係る公有財産賃貸借契約において、収 入印紙の貼付のない契約書を受け取っていた。

(健康部 健康医療推進課)

#### オ 納入通知書の発送

堺市財産規則では、行政財産の目的外使用を開始する日前までの日を 行政財産に係る使用料の納期限として定めるものとするとされている。 しかし、使用を開始する日を過ぎてから納入通知書を相手方へ発送し ていたものがあった。

(健康部 斎場)

(2) 職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について 時間外勤務手当に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

## [時間外勤務の適切な運用・管理について(意見)]

健康福祉局では、平成28年度の時間外勤務において、年間720時間を超える時間外勤務を行っている職員が3人となっていた。この3人については、全員が障害福祉部障害施策推進課の職員であり、そのうち2人は年間1,000時間を超え、それぞれ1,215時間、1,034時間と長時間の時間外勤務を行っていた。

前回監査時の時間外勤務実施状況(平成25年度)と比較すると局全体の720時間を超える職員については11人から3人に減少しているものの、 異常な長時間勤務と言わざるを得ない時間外勤務が1,000時間を超える 職員は同数であった。

局として、これらの異常な状態を解消する適切な対策を速やかに講じられたい。

(健康福祉局)

#### (3) 物品購入について

物品購入に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものが あったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 物品発注伝票の記載

障害程度区分認定調査員訪問用ポロシャツの購入において、物品発注 伝票に一部サイズの表記がなく、物品発注伝票による検収を行えない記載となっていた。

(障害福祉部 障害者支援課)

#### (4) 委託料について

委託料に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 受注者からの提出書類の確認

(7) 引取犬猫搬送及び負傷犬猫・放浪犬収容業務の仕様書では、受注者 は搬送日報に引取施設の担当者の押印又はサインを受け、市に提出す ることとされている。

しかし、受注者から引取施設(南保健センター)の担当者の押印や サインがない搬送日報の提出を受けていたものがあった。

(4) 引取犬猫搬送及び負傷犬猫・放浪犬収容業務の仕様書では、受注者 に対して自動車損害賠償責任保険以外に搭乗者保険等加入が必要な 任意保険の補償内容を定めているが、受注者から補償内容を満たして いない任意保険の契約明細書の写しの提出を受けていた。

(以上 健康部 保健所 動物指導センター)

#### (5) 現金の管理について

現金の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなも のがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 現金出納簿の記載

前渡資金管理用の現金出納簿では、現金と預金及びその合計額を残額

として記載する様式となっている。

しかし、預金口座に対する入出金の記載がなく、現金と預金の残額も 記載されていなかったため、現金及び預金それぞれの保管状況が分から ない記載となっていた。

(長寿社会部 介護事業者課)

## イ 公金外現金の収入時の決裁

公金外現金取扱基準では、収入又は支出するときは、その金額及び内訳等を記載した書類を作成し、決裁を受けることとされている。

しかし、公金外現金として管理している堺市食品衛生協会の平成28年 度中の会費や雑入など全ての収入について、平成29年3月31日にまとめ て収入金通知書の決裁を行っていた。

(健康部 保健所 食品衛生課)

#### ウ 切手、バスカード等の管理

(ア) 長寿支援課から地域包括ケア推進課へ1枚5,800円のバスカード2枚を管理換えしていたが、長寿支援課の受払簿にはこのバスカードのうち1枚の管理換え(払出し)の記載が漏れていた。

(長寿社会部 長寿支援課)

- (イ) 切手の受入れ・払出しに伴う切手等受払簿を確認したところ、物品取扱員の押印がなく、所属長の決裁を行っていないものがあった。
  - (健康部 斎場、精神保健課)
- (ウ) 市の金庫内に、必要な手続を行うことなく他団体の切手(1,694円分) を保管していた。

(健康部 こころの健康センター)

- (エ) 切手の保管場所を確認したところ、現金と同様の取扱いが求められている切手を鍵のかからない引出しに保管していた。
- (オ) 記録がないため保管の経緯が不明で、使用期限(平成17年7月31日) が過ぎ、払戻し期間も終了(平成28年3月31日)した未使用の高速道 路の回数通行券(額面700円分×2枚)を切手と一緒に保管していた。 (以上 健康部 保健所 保健医療課)
- [切手、バスカード等の適切な管理について (意見)] 平成 29 年 7 月 26 日に、障害福祉部障害者支援課において切手 (82 円

×400 枚・3 万 2,800 円分)の紛失が判明した。その後、同年 8 月 23 日付で会計室出納課長から各局・区総務担当課長等に「切手、バスカード等保管物品の管理・保管について」により、切手等の保管に係る注意点について通知されている。

しかし、監査委員事務局が9月と10月に実施した現金等の管理に係る 実地調査において、切手、バスカード等が適切に管理されていない事例 があった。

健康福祉局においては、平成29年7月に切手を紛失していたにもかかわらず、会計室からの通知に適切な対応ができていなかった。

切手、バスカード等は、現金と同様に切手等受払簿により受払の状況を記録管理し、厳重に取り扱うべきものであることを意識して適切な管理を行うべきである。

(健康福祉局)

## 監査委員報告第14号

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長 野 里 文 盛 様

堺市監査委員池田克史同吉川守同藤坂正則同小杉茂雄

# 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監査結果報告

#### 第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

## 第2 監査の対象

子ども青少年局

(子ども青少年育成部、児童自立支援施設整備室、子育て支援部、子ども 相談所)

#### 第3 監査の対象期間

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日~平成 29 年 8 月 31 日) ただし、必要に応じて平成 28 年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

平成 29 年 9 月 1 日~平成 29 年 12 月 21 日

#### 第5 監査の方法及び項目

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、 公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書 類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。 監査の項目は、以下のとおりである。

- 子育て支援部 幼保推進課
  - 児童福祉費負担金(保育所運営費保護者負担金)、児童福祉使用料 (保育所使用料)について
- ・ 子育て支援部 幼保運営課・こども園 徴収金収入(延長保育事業徴収金、延長保育事業夕食代、一時預か り事業徴収金、指導食事業徴収金)について
- 子ども相談所 家庭支援課 児童福祉費負担金(児童養護施設等入所者負担金)について
- 局共通項目

公有財産(土地・建物)の管理について 職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について 物品購入について 委託料について 補助金について

## 現金の管理について

#### 第6 監査の結果

監査の結果、以下の項目において指摘すべき事項等があった。

#### 1 子ども相談所 家庭支援課

(1) 児童福祉費負担金(児童養護施設等入所者負担金)について 堺市児童福祉法施行細則に基づき、子ども相談所が児童養護施設等(障 害児入所施設を除く)に入所措置した本人又はその扶養義務者から措置に

この事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、 適切な処理をする必要がある。

#### ア 措置費徴収額の通知

堺市児童福祉法施行細則では、児童福祉施設措置費徴収額を決定又は変更したときは、児童福祉施設措置費徴収額決定(変更)通知書により、納入義務者に通知するものとされている。

しかし、児童福祉施設措置費徴収額を決定したにもかかわらず、当該 通知書により通知していないものがあった。

#### 2 局共通項目

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

要した費用の全部又は一部を収入している。

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、指摘すべき事項と して次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 行政財産目的外使用許可台帳の記載

- (ア) 青少年の家の行政財産目的外使用許可台帳に、以下のような不備が あった。
  - ・財産を使用している者から代表者及び住所に係る変更届の提出を 受けていたにもかかわらず、この変更を反映していなかった。
  - ・光熱水費について、財産を使用する者が負担することとして許可 しているにもかかわらず、本市負担と記載していた。
  - ・算出基礎欄の記載内容が誤っていた。

#### イ 決裁文書の作成

市が作成する文書には、改ざん等のおそれがあるため、消せるボールペンを使用してはならないが、青少年センター駐車場等の賃貸借契約の締結に係る決裁文書の一部に、消せるボールペンを使用していた。

#### ウ 公有財産台帳の記載

- (ア) 津久野こども園の公有財産台帳に、建物の取得価格を誤って記載していた。
- (4) 日置荘こども園の公有財産台帳に、以下のような不備があった。
  - ・土地の所在地について、町名までしか記載せず、地番を記載して いなかった。
  - ・建物の構造を誤って記載していた。
  - ・用途を廃止した土地及び建物の一部について、台帳の表面と裏面 の両方にその内容を記載しなければならないにもかかわらず、裏 面にしか記載していなかった。

(以上 子育て支援部 幼保運営課)

(2) 職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について 時間外勤務手当に係る事務について、以下のとおり意見を付す。

## [勤務時間の適切な管理について(意見)]

子ども青少年局では、前回の監査実施時に時間外勤務(平成25年度)が年間720時間を超えていた職員は6人で、全員が子ども相談所虐待対策課の職員であったが、平成28年度は同課で720時間を超えた職員は皆無となっていた。

しかし一方で、平成 28 年度に子ども青少年育成部子ども育成課で 1 人及び同部子ども家庭課で 2 人が 720 時間を超える時間外勤務を行っていた。平成 29 年度も子ども育成課で 2 人、子ども家庭課で 4 人が 4 月から 7 月にかけて合計 240 時間 (720 時間×4 月/12 月)を超える時間外勤務を行っており、年間 720 時間を超えるおそれがある。

長時間にわたる勤務が職員の健康に悪影響を与えることを踏まえ、業務自体や仕事の進め方の見直しなど実効性のある取組を行うことにより、職員の勤務時間のより適切な管理に留意されたい。

(子ども青少年局)

#### (3) 物品購入について

物品購入に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものが あったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 支出負担行為伺書の決裁

(7) 支出負担行為伺書は、堺市事務決裁規則に基づき、課長が決裁を行うべきところ、決裁を行っていないものがあった。

(子ども青少年育成部 子ども企画課)

(イ) 日付が記載されていない見積書を添付した支出負担行為伺書を決裁しているものがあった。

(子ども青少年育成部 子ども家庭課)

(ウ) 支出負担行為伺書の支出先に関する訂正は、決裁権者であるこども 園長が行うべきところ、局総務担当課の経理担当係長が訂正を行って いるものがあった。

(子育て支援部 英彰こども園)

## イ 物品発注事務

(ア) 物品発注伝票に物品の数量を誤って記載していたため、物品発注伝票による検収が行えないものがあった。

(子ども青少年育成部 子ども育成課、 子育て支援部 浜寺石津こども園、美原にしこども園)

(イ) 物品発注事務においては、支出負担行為伺書を起案し、決裁後に物品の発注を行わなければならないが、発注後に支出負担行為伺書を起案しているものがあった。

(子ども青少年育成部 子ども家庭課)

(ウ) 発注先に発注内容を示す印判調達原稿書に文字の大きさを示す号数 を誤って記載しているものがあった。

(子育て支援部 美原ひがしこども園)

## ウ 歳出予算執行科目

ウイルスチェック機能付 USB メモリのライセンス延長に係る支出について、予算科目を使用料及び賃借料とすべきところ、消耗品費としていた。

(子ども相談所 家庭支援課)

#### (4) 委託料について

委託料に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 委託料の支払回数

堺市母子父子寡婦福祉資金未収金対策業務に係る委託料の支払回数 について、委託契約書に記載している支払回数(4回払)と仕様書に記載している支払回数(3回払)が一致していなかった。

(子ども青少年育成部 子ども家庭課)

#### (5) 補助金について

補助金に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 補助金交付要綱の規定

堺市補助金交付規則においては、堺市暴力団排除条例に基づき、交付申請者が法人である場合は、補助金の交付申請時に、役員情報届出書を提出するよう規定している。

しかし、堺市事業所内保育施設設置支援事業補助金交付要綱では、補助対象者に法人が含まれているにもかかわらず、特段の理由もなく、役員情報届出書の提出を省略していた。

(子育て支援部 幼保運営課)

#### (6) 現金の管理について

現金の管理に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 現金出納簿の記載

(ア) 公金外現金である堺市青少年活動振興協会活動事業経費について、 平成29年10月12日に実地調査を行ったところ、保管している現金 と現金出納簿兼収支整理簿に記載している現金残高が一致していな かった。

(子ども青少年育成部 子ども育成課)

(4) こども園が保護者から徴収している公金外現金である写真代について、実際に徴収した額と現金出納簿兼収支整理簿に収入額として記載している金額が一致しないものがあった。

(子育て支援部 新金岡こども園)

## [長期間保有している公金外現金の管理について (意見)]

公金外現金である日本スポーツ振興センター災害共済給付金は、市立 こども園の管理下で災害が発生したときに市を経由して保護者に給付 されるものである。これについて、平成29年10月12日時点で、平成9年、15年及び16年に保護者に渡すべき給付金が受取拒否や居所不明により1万264円未支給となっていた。このような公金外現金を10年以上にわたり長期間保有し続けることは適当ではないため、適切な対応を行われたい。

(子育て支援部 幼保推進課)

## [バス回数乗車券の管理について (意見)]

平成 29 年 10 月 12 日に実地調査を行ったところ、現在では発行されていないバス回数乗車券を 235 枚 (6 万 2,980 円分) 保有していたが、平成 26 年度及び 27 年度は使用実績がなく、平成 28 年度は 3 枚、平成 29 年度は 4 枚の使用にとどまっていた。

バス回数乗車券は現金と同様の金券であり、管理上の事務やリスクを 伴うことから、管理換えを行うなどにより有効に使用する手法を検討さ れたい。

(子育て支援部 幼保運営課)

監查委員報告第15号

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長 野 里 文 盛 様

堺市監査委員池田克史同吉川守同藤坂正則同小杉茂雄

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監查結果報告

# 第1 監査の種類 定期監査及び行政監査

#### 第2 監査の対象

中区役所

(企画総務課、自治推進課、市民課、保険年金課) 中保健福祉総合センター (生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、中保健センター)

## 第3 監査の対象期間

平成 29 年度 (平成 29 年 4 月 1 日~平成 29 年 7 月 31 日) ただし、必要に応じて平成 28 年度以前を含む。

## 第4 監査の実施期間

平成 29 年 8 月 1 日~平成 29 年 12 月 21 日

#### 第5 監査の方法及び項目

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、 公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書 類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。 なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目は、以下のとおりである。

- 市民課
  - 総務手数料(戸籍・住民基本台帳等手数料)について
- · 保険年金課
  - 国民健康保険料について
- 中保健福祉総合センター 生活援護課 返納金(生活保護費返納金)について
- 中保健福祉総合センター 地域福祉課 介護保険料について
- ・ 中保健福祉総合センター 子育て支援課 母子父子寡婦福祉資金の貸付について
- ・ 中保健福祉総合センター 中保健センター

衛生使用料(骨粗しょう症等検診料)について 環境衛生手数料(狂犬病予防手数料、犬猫引取手数料)について 衛生費負担金(胃がん検診等負担金)について

• 区役所共通項目

公有財産(土地・建物)の管理について 職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について 物品購入について 委託料について 補助金について 現金の管理について

#### 第6 監査の結果

監査の結果、以下の項目において指摘すべき事項等があった。

- 1 中保健福祉総合センター 地域福祉課
  - (1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、 並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、 適切な処理をする必要がある。

#### ア 介護保険料の減免申請の審査

堺市介護保険条例では、市民税を課税されていない世帯であって、市長が生活に困窮していると認めるもの(以下「生活困窮者」という。)は介護保険料を減免することができるとし、堺市介護保険施行規則で保険料減免基準を定めているが、生活困窮者の保有する預貯金等の資産については、元本の合計額が350万円を超えないことを減免の条件としている。

地域福祉課では、減免の申請者から 197 万 1,514 円の預貯金以外に資産はないという内容の収入・資産申告書の提出を受け、保険料を減免していた。しかし、現在の収入を証明するために提出を受けた通帳の写しには、100 万円を超える入金や 1,678 円の利子収入の記載があり、他に預貯金を保有している可能性があったにもかかわらず、その確認を行っていなかった。

なお、監査期間中に地域福祉課が当該申請者に確認したところ、350 万円を超える預貯金を保有していたことが確認され、その結果、減免で きない者に減免していたことが判明した。

#### 2 区役所共通項目

(1) 公有財産(土地・建物)の管理について

公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり意見 を付す。

#### 「使用料以外の経費の徴収について(意見)]

中区役所庁舎においては、堺市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)と大阪府警察(以下「府警」という。)に、行政財産の目的外使用を許可しているが、両者に対する使用料以外の経費の徴収状況を確認したところ、市社協からは、経費として電気代、清掃料のみを徴収するのに対し、府警からは電気代、水道料、その他各種維持管理費用(警備業務・自動扉設備・冷暖房設備・防災設備・昇降機設備・中央監視盤)を徴収していた。

使用料以外の経費の徴収については、特段の理由がない限り、同じ取 扱いとすべきであり、上記の違いに合理性があるか再度検討されたい。

(企画総務課)

#### [多目的広場の活用方法について(意見)]

多目的広場(中区東山/708.54 ㎡)は、旧泉ヶ丘出張所の跡地であるが、平成9年に更地となり、平成10年4月から地元自治会に地域コミュニティ活動のため無償で貸し付けている。

当該土地は長期にわたり更地の状態であり、自治推進課は、これまでの利用実績を明確に把握していないとのことであった。この点について、平成28年度の利用実績を確認するよう求めたところ、地元自治会がイベント等により年間10日程度利用していたとのことであり、このことからすると、長期間低利用の状態であったと考えられる。

公有財産の有効活用を促進する観点から、低利用の土地があることを 公有財産の活用を所管する部局に報告し、当該情報を全庁的に共有する とともに、関係部局と連携の上、引き続き当該土地の活用方法を検討さ れたい。

(自治推進課)

(2) 職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について 時間外勤務手当に係る事務について、指摘すべき事項として次のような ものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 時間外勤務の管理

時間外勤務確認表には、平成29年4月4日及び同月14日に時間外勤務を実施したとなっていたが、職員情報システムには時間外勤務実施申請がされておらず、所属長も時間外勤務確認表と職員情報システムの記録を照合していなかった。

(中保健福祉総合センター 子育て支援課)

#### (3) 委託料について

委託料に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなものが あったので、適切な処理をする必要がある。

ア 中区役所清掃業務の委託

清掃業務の委託に、以下のようなものがあった。

(ア) 業務委託契約書では、受託者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、同意を得た上で書面をもって、市に届け出なければならないとされている。

しかし、受託者は市の同意を得ることなく、第三者に業務の一部を 再委託しており、企画総務課は、作業者欄に受託した業者以外の社名 が記載された日常清掃作業月報を確認せずそのまま受け取っていた。

(イ) 仕様書では、本清掃業務を日常清掃、週間清掃、定期清掃と区分しており、日常清掃、週間清掃の履行状況を確認するものとして、日常清掃作業月報の提出を受けている。当該月報を確認したところ、区役所の全開庁日にわたって実施を意味する丸印が記入されていたため、どの日に週間清掃が行われたか特定することができず、履行状況の確認ができない報告書の提出を受けていた。

(以上、企画総務課)

#### 「清掃業務における再委託について (意見)]

中区役所では、清掃業務の受託者が日常清掃及び週間清掃を第三者に 再委託しているが、再委託先の業者は、本業務の入札において最低制限 価格を下回る価格で応札し、入札無効となった業者であった。この業者 に本業務の主要な部分である日常清掃及び週間清掃を再委託することを 認めることは、最低制限価格を設けることによって委託業務の適切な履 行を確保しようとする制度の趣旨に反することになる。 また、業務委託契約書において、再委託が認められるのは、相当の理由があるときとされているが、企画総務課は「実務経験のある業者に協力を求め、作業効率を上げて対応しようとするため」という受託者の再委託理由を「相当な理由」としている。しかし、このような理由は再委託しなければ、そもそも受託できなかったことを示すものであり、相当な理由とはいえない。

以上のことから、当該一部再委託を安易に認めることは妥当でないと 考えられ、再検討されたい。

(企画総務課)

#### (4) 現金の管理について

現金の管理に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

#### ア 切手等受払簿の確認について

切手等受払簿の記載内容を確認したところ、前期から繰り越す切手の 枚数を記載する欄に、押印すべき物品取扱員の印が漏れているものがあった。

(中保健福祉総合センター 子育て支援課)

監查委員報告第16号

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長 野 里 文 盛 様

堺市監査委員池田克史同吉川守同藤坂正則同小杉茂雄

# 監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監查結果報告

- 第1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 第2 監査の対象 堺市立歴史文化にぎわいプラザ
- 第3 監査の対象期間 平成28年度(平成28年4月1日~平成29年3月31日) ただし、必要に応じて他年度を含む。
- 第4 監査の実施期間平成29年8月1日~平成29年12月21日
- 第5 施設の概要 <所管部局> 文化観光局 観光部 観光推進課
  - <指定管理者>

団体名 堺市立歴史文化にぎわいプラザ運営グループ 代表団体 株式会社トータルメディア開発研究所 構成団体 株式会社日本旅行 構成団体 株式会社かんでんジョイナス 構成団体 関電ファシリティーズ株式会社

<指定の期間及び指定管理に係る経費> 平成 26 年 10 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで (開所準備に係る指定期間を含む。) 平成 28 年度の委託料 212,000,000 円

- <施設名及びその主な内容>
- ○名 称 堺市立歴史文化にぎわいプラザ

所 在 地 堺市堺区宿院町西2丁

開設年月 平成27年3月

設置目的 堺の歴史・文化資源の紹介を通じて、本市の魅力ある文化を 発信し、及び振興することにより、都市魅力の向上及びまちの にぎわいの創出を図ることを目的とする。 施設規模 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、木造、地上3階 敷地面積8,711㎡、建築面積1,991㎡、延床面積3,405㎡ 施設内容 観光案内展示室、千利休茶の湯館、与謝野晶子記念館、企画 展示室、講座室、立礼席、茶室広間、復元茶室、駐車場等

## 第6 事業状況

## <利用状況>

	平成 28 年度
来館者数	331,938 人
有料来館者数	92, 914 人

## <収支状況> 平成28年度

(単位:円)

	(半匹・11)
	金 額
収入	264, 880, 540
指定管理料	212, 000, 000
利用料金	52, 142, 860
その他	737, 680
支出	273, 388, 570
人件費	111, 378, 122
保守管理費・警備費・清掃費	45, 714, 914
事業費・広告料・印刷製本費	35, 081, 499
光熱水費	20, 995, 683
一般管理費	28, 513, 000
その他	31, 705, 352
収支差額	<b>▲</b> 8, 508, 030

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

#### 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、 事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているか などに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

## 1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、

適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、人権研修の計画を基本事業計画書及び年度事業計画書に記載しなければならないが、記載していなかった。
- (2) 指定管理者が基本協定書に基づいて作成した事業報告書に、以下のようなものがあった。
  - ア 決算額を集計し、収支決算書を作成する過程で、支出費目に誤りがあった。また、決算額を計上すべきところ予算額を計上したことにより、 委託料が16万5,760円過大に計上されていた。
  - イ 旅行業者等アンケート、意見等の集計及び分析、施設の利用区分ごと の利用者数及び稼働率を記載しなければならないが、記載していなかっ た。
  - ウ 研修の実施状況を記載しなければならないが、記載していないものが あった。

#### 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ市の承認を得なければならないが、機械警備業務及び売上金の警送(回収、集金)業務については、承認を得ていなかった。

また、市は、当該業務を委託していることを把握していたにもかかわら

ず、必要な手続を行うよう指導していなかった。

(2) 基本協定書では、指定管理者はあらかじめ市の承認を得て業務の一部を 第三者に委託することができるが、当該委託先から更に委託させてはなら ないとされている。

指定管理者によると、当該委託先から更に委託していないとのことであるが、指定管理者は委託先との間で、更に委託することができる旨の契約を締結していた。

また、市は、指定管理者から当該契約書の写しの提出を受けているにも かかわらず、その内容を確認していなかった。

- (3) 市は、基本協定書に基づき、指定期間中において毎年度、指定管理者の市税等の納税状況について調査しなければならないが、平成 27 年度以降は当該調査を実施していなかった。
- (4) 指定管理者は、基本協定書に基づき、てん補限度額が 1 事故 10 億円以上の施設賠償責任保険に加入しなければならないが、1 事故 2 億円の保険に加入していた。

また、市は、保険内容を確認していなかった。

(5) 堺市会計規則では、備品票を備品に貼り付けなければならないとされているが、撮影用スクエア1灯セットに備品票を貼り付けていなかった。

## [業務委託の必要性について(意見)]

指定管理者は、週2回、売上金を銀行口座に入金するために、売上金の警送(回収、集金)業務を第三者へ委託し、月額9万720円を支払っている。当該業務で扱う現金は、釣銭資金を除くと1日10万円程度の売上金であり、指定管理者が口座を保有している銀行は近くにあることから、施設の従業員で対応することも十分可能である。

市も、現金搬送時に危険性があり、委託する理由はあるとしているが、

- ・ 公の施設における監査の中で、このような委託を行っているものは 他に見受けられない。
- ・ 堺市立歴史文化にぎわいプラザに限り、搬送時における危険性が特別に高いとは考えられない。
- ・ 堺市の出先機関においても職員が本件以上の現金を搬送している場合がある。

これらの状況を踏まえて、当該業務を委託することが必要か十分に検討 されたい。

## 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理を必要がある。

(1) 基本協定書では、指定管理者は、自主事業の収支を指定管理業務の収支とは別に把握するものとされている。

しかし、指定管理者は、自主事業として実施しているグッズショップ運営業務について、従業員がグッズショップのスタッフを面接する際に利用した電車や商品の棚卸しを深夜まで行った際に利用したタクシーなどの旅費交通費を指定管理業務の費用として計上していた。

- (2) 指定管理者は、堺市立歴史文化にぎわいプラザ条例等に規定されておらず、また、自主事業として申請及び承認がされていないにもかかわらず、立礼席 10 回の利用で 1 回無料、100 回の利用で茶道具セット等の景品と交換できる立礼茶席ポイントカードを実施していた。
- (3) 指定管理者は、施設の利用料金等を収入した際に、領収証を発行しているが、一連番号が付されていなかった。

## [指定管理業務と自主事業の区分について(意見)]

堺市立歴史文化にぎわいプラザには、指定管理業務である受付・案内業務と自主事業であるグッズショップ運営業務の両方に従事している従業員がいるが、当該従業員の人件費は全て指定管理業務として計上されていた。

指定管理業務の収支を正確に把握するためにも、自主事業に係る人件費は、業務の従事割合により自主事業として計上されたい。

## 7 その他

今回の監査において、基本協定書に係る事務誤りが多く、また、市が指定 管理者に行わせる業務の範囲に不明確な点が見受けられたので、以下のとお り意見を付す。

#### [基本協定書に係る事務誤りについて(意見)]

指定管理者においては、事業報告書等への記載漏れや施設賠償責任保険 の加入誤りなど基本協定書で定められている内容が適切に行われていな いものが散見された。

また、市においても、市税等の納税状況調査を行っていないことや指定管理者から提出を受けた書類の確認を行っていないなど、基本協定書で定められている内容が適切に行われておらず、市、指定管理者双方ともに基本協定書に記載されている基本的な内容を十分に把握しないまま、業務が実施されていた。

市、指定管理者双方ともに基本協定書の記載内容を十分に把握した上で業務を実施されたい。

## [指定管理者に行わせる業務について(意見)]

指定管理者は、指定管理業務として集客・賑わい創出業務及び広報・プロモーション業務を実施しているが、それらの多くは、基本協定書や事業計画書に事業内容等を明確に記載していなかった。

市においても、仕様書に具体的な事業内容を記載せず、事業内容や収支を十分に確認しないまま指定管理者に事業を行わせていた結果、施設の平成 28 年度の収支決算では、事業費、印刷製本費及び広告料が予算額を超過(合計約1,200万円)していた。

これは、市、指定管理者双方とも指定管理業務と自主事業の事業区分に対する認識が不足しているとともに、事業内容を抽象的に記載し、実施の詳細は指定管理者任せにしていたことが原因であると考えられる。

市は、指定管理者の収入の大部分は指定管理料(委託料)であることを 意識し、集客・賑わい創出業務及び広報・プロモーション業務として指定 管理者に行わせる業務を十分検証した上で、指定管理業務と自主事業を整 理して、指定管理者に行わせる業務を明確にされたい。

監査委員報告第17号

平成 29 年 12 月 21 日

堺市議会議長 野 里 文 盛 様

 堺市監査委員
 池
 田
 克
 史

 同
 吉
 川
 守

 同
 藤
 坂
 正
 則

 同
 小
 杉
 茂
 雄

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 監査結果報告

- 第1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 第2 監査の対象 堺市立鴨谷体育館、堺市鴨谷野球場、堺市荒山テニスコート
- 第3 監査の対象期間 平成28年度(平成28年4月1日~平成29年3月31日) ただし、必要に応じて他年度を含む。
- 第4 監査の実施期間 平成29年8月1日~平成29年12月21日
- 第5 施設の概要 <所管部局> 文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課
  - <指定管理者> 団体名 ミズノグループ 代表団体 美津濃株式会社 構成団体 大林ファシリティーズ株式会社大阪支店
  - <指定の期間及び指定管理に係る経費> 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで 平成28年度の委託料 59,889,001円
  - <施設名及びその主な内容>
  - 〇名 称 堺市立鴨谷体育館 所 在 地 堺市南区鴨谷台 2 丁

設置年月 昭和60年6月

施設内容

設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健 康及び体力の増進に資することを目的とする。

施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部屋根鉄骨造、一部2階、地上1階 階、地下1階

敷地面積 6,904 ㎡、建築面積 3,703 ㎡、延床面積 4,731 ㎡ 第1体育室、第2体育室、第3体育室、第4体育室、トレー

## ニング室、研修室等

○名 称 堺市鴨谷野球場

所 在 地 堺市南区鴨谷台2丁

設置年月 昭和60年6月

設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健

康及び体力の増進に資することを目的とする。

施設規模 17,000 m<sup>2</sup>、2面(対面型)、法面 7,517.45 m<sup>2</sup>

施設内容 管理棟、倉庫、便所等

○名 称 堺市荒山テニスコート

所 在 地 堺市南区宮山台 2 丁

設置年月 昭和61年4月

設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び

体力の増進に資することを目的とする。

施設規模 5,300 m<sup>2</sup>、6 面(砂入人工芝)

施設内容 管理棟、事務室、休憩室、更衣室、シャワー室、倉庫、便所、

屋外休憩所等

第 6 事業状況 <利用状況> 平成 28 年度

			利用率(%)	利用者数(人)
堺	市立鴨谷体育館	-		
	第1 体态宏	専用	90. 2	40, 166
	第1体育室	共用		1, 244
	the a blade it	専用	93.8	21, 661
	第2体育室	共用		0
	<b>学</b> 9	専用	61. 2	17, 171
	第3体育室	共用	_	59
	第4体育室	専用	90.8	17, 094
		共用		0
	トレーニング室	専用	0.0	0
		共用		15, 929
	研修室	専用	21. 9	3, 981
		共用	<del></del>	0
- 堺	市鴨谷野球場	専用	47. 5	26, 718
堺市荒山テニスコート		専用	77.8	47, 126
		共用		144
	合計			191, 293

# <収支状況> 平成28年度

(単位:円)

	金 額
収 入	91, 003, 554
指定管理料	59, 889, 001
利用料金	25, 962, 710
その他	5, 151, 843
支出	77, 307, 079
人件費	25, 910, 265
光熱水費	17, 368, 165
委託料	17, 087, 287
その他	16, 941, 362
収支差額	13, 696, 475

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

## 第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、 事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているか などに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。 監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

#### 1 指定管理者指定の手続について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、 適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指 摘すべき事項はなかった。

#### 2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

#### 3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、第三者に委託した業務も含め、法令等で指定管理業務に必要とされる資格を証する書面の写しを市に提出しなければならないが、該当する書面の写しを全く提出していなかった。また、市は、当該写しの提出を求めていなかった。
- (2) 指定管理者は、基本協定書に基づき、会社法で求められる計算書類及び 監査報告書を毎事業年度終了後 60 日以内に市に提出しなければならない が、60 日を経過後に当該書類を提出していた。

(3) 市は、指定管理者から提出を受けた基本事業計画書及び年度事業計画書の承認を局長が行うべきところ、部長の決裁でとどまり、局長は行っていなかった。

### 5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

## 7 その他

公文書の作成について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 今回の監査において、平成29年8月21日の監査委員事務局の実地調査 で、平成28年度の自主事業計画書の内容変更に係る指定管理者からの書 面の提出及び市の承認手続が行われていないことを確認した。

ところが、平成 29 年 9 月 4 日の実地調査で、市から上記書面の提出及び承認手続が平成 28 年度中に行われていたことを示す供覧文書及び決裁文書各 1 件ずつの提示があった。しかし、当該決裁文書等の作成日を確認したところ、平成 29 年 8 月 21 日の実地調査後、同月 22 日に作成していたことが判明した。

他の決裁文書等についても改めて確認したところ、市は、監査の実施期間である平成29年8月1日以降に作成しているにもかかわらず、平成28年度の日付を記載し遡って供覧又は決裁を行っているものが7件あり、最長で日付を1年4か月以上遡っていた。さらに、このうちの決裁2件は、遡った日付を記載して公印(市長印)を押印した書類を作成し、指定管理者に通知していた。

これらの決裁文書等は、平成 29 年 8 月以降に作成しているにもかかわらず、作成時にはスポーツ部に在籍していない職員(同年 4 月に他部局へ 異動した職員等)が供覧又は決裁を行っていた。

また、市は、これらの決裁文書等を今回の監査の対象文書として、監査 委員事務局に提出していた。

- (2) 市から、基本協定書に基づく平成 28 年度分の市と指定管理者間の通知等に係る決裁文書等の提出を受けた。しかし、決裁文書等の一部について、監査の実施期間である平成 29 年 8 月 1 日以降に作成していることが後日判明した。このため、適切に通知等が行われているか確認できないものとして、以下のようなものがあった。
  - ・ 従業員の研修を実施したときに、指定管理者が市に報告しなければならない従業員研修報告書の供覧(1件)
  - ・ 第三者に業務を委託した場合に、指定管理者が市に提出しなければ ならない委託契約書の写し、暴力団員等でない旨の誓約書の写しの供 覧(2件)
  - ・ 基本事業計画書の内容を変更する場合に、指定管理者が市に提出しなければならない書面の供覧(1件)、承認の決裁(1件)
  - ・ 自主事業計画書の内容を変更する場合に、指定管理者が市に提出しなければならない書面の供覧(2件)、承認の決裁(2件)